

平成 27 事業年度に係る業務の実績及び第 2 期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書

平成 28 年 6 月

国立大学法人
滋賀医科大学

○ 大学の概要

(1) 現況

①大学名

国立大学法人滋賀医科大学

②所在地

滋賀県大津市瀬田月輪町

③役員の状況

馬場 忠雄 (平成20年4月1日～平成26年3月31日)

塩田 浩平 (平成26年4月1日～平成32年3月31日)

理事数 4名

監事数 2名 (非常勤)

④学部等の構成

医学部

医学系研究科

⑤学生数及び教職員数

学生数 1,153名 (29名)

学部 947名 (0名)

医学系研究科 206名 (29名)

教員数及び職員数 (本務者) 1,371名

教員数 379名

職員数 992名

(2) 大学の基本的な目標等

【(前文)大学の基本的な目標】

一県一医大構想のもと地域の大きな期待により開学された滋賀医科大学は、地域に支えられ世界に挑戦する大学として、「患者の立場に立った人に優しい全人的医療教育」、「地域医療への理解」や「独自の倫理教育」、「臨床能力の高い人材の育成」等を実践する各種プログラムを活用した医学・看護学教育を推進することにより、高度専門医療人を育成し創造性に富んだ研究者を輩出することを使命とする。

研究面では、サルを用いた再生医学研究、アルツハイマー病等の神経難病研究、MR医学研究、総合がん医療推進研究や生活習慣病等の重点研究を中心に本学独自の研究活動を推進し、その成果を世界に発信していくことを目標とする。

診療面では、病院再開発に連動した医療の高度化と安全、心の通う医療サービスの提供と地域医療連携体制の整備に取り組むことを目標とする。

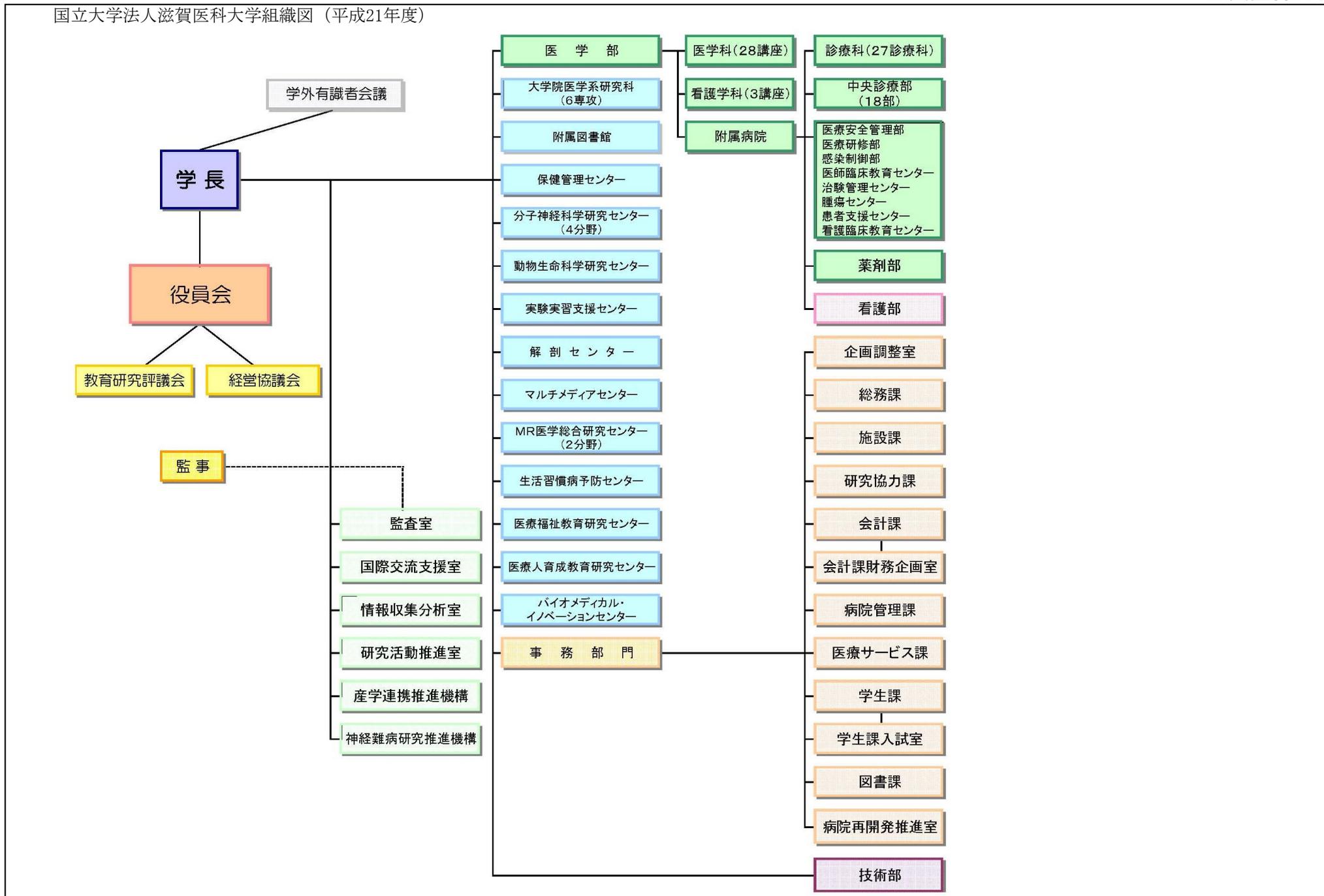
また、教育・研究・診療等の活性化を通じて社会に貢献するとともに、産学官連携等を推進することで各種の活動成果を社会に還元する。

本目標を達成するにあたり、近江の地に根ざす「三方よし」の教えを教職員全体で共有しつつ、ステークホルダーの期待に応えられるよう、社会的責任を自覚した大学運営にあたる。

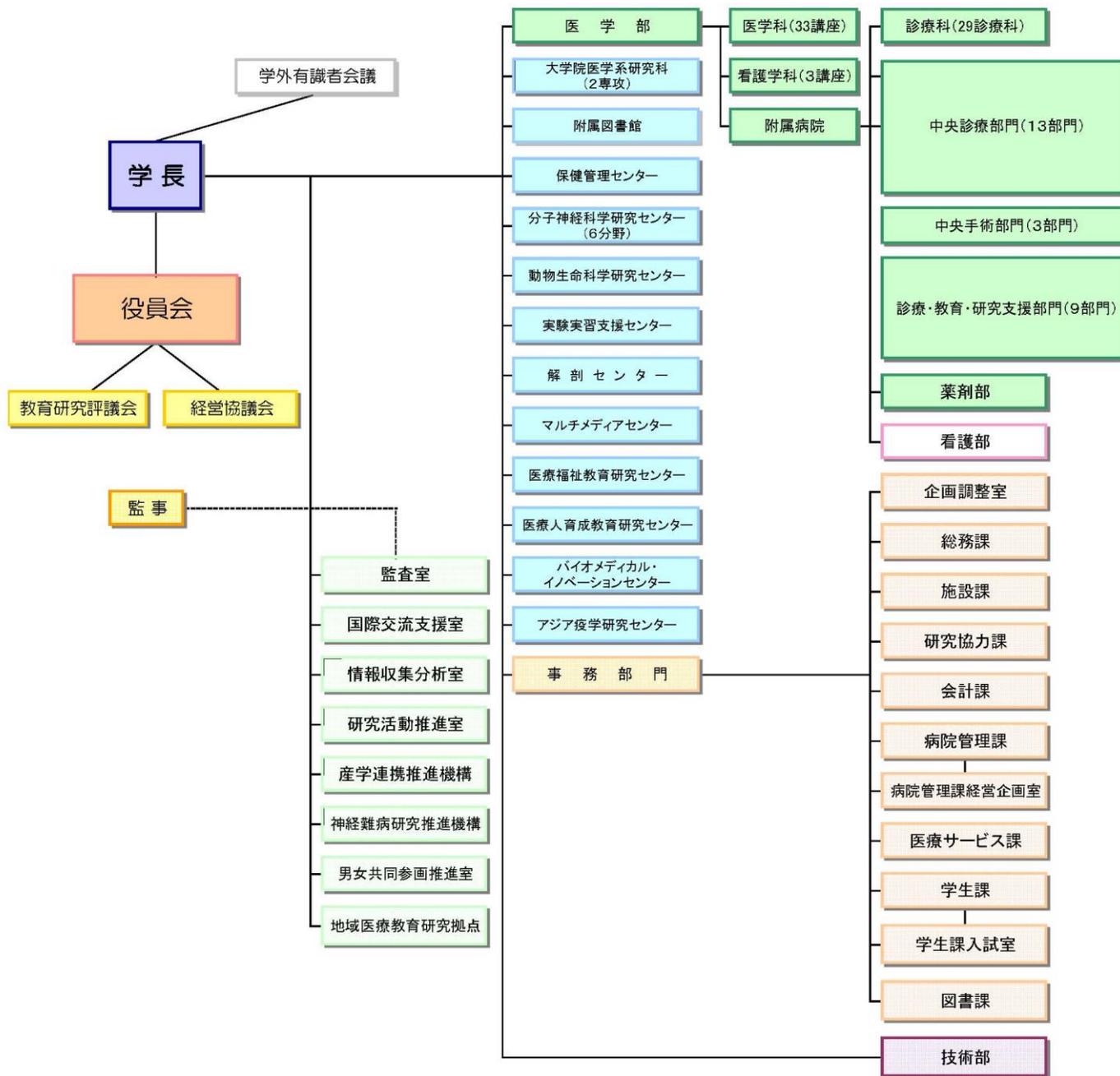
(3) 大学の機構図

次頁のとおり

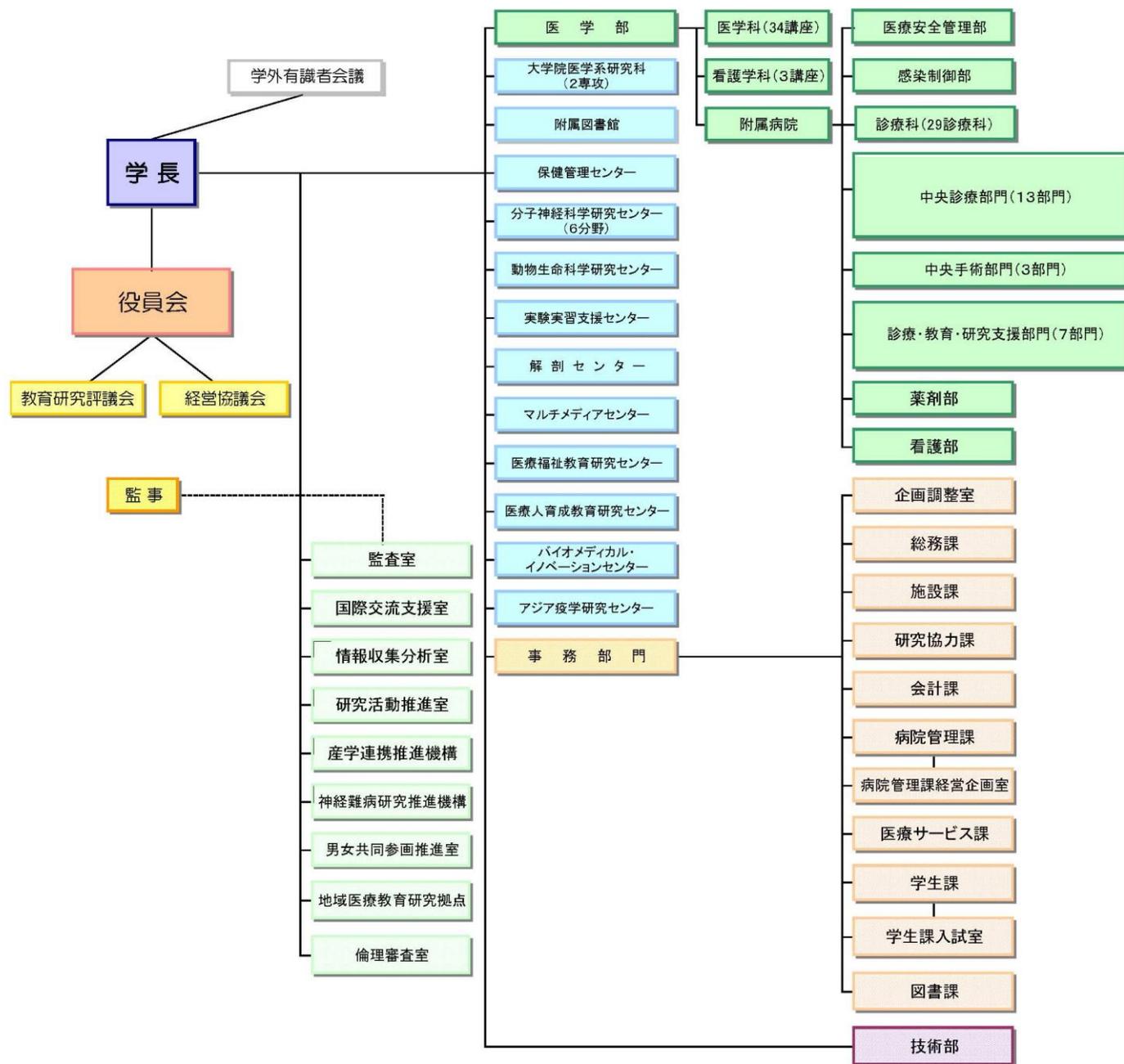
国立大学法人滋賀医科大学組織図（平成21年度）



国立大学法人滋賀医科大学組織図（平成26年度）



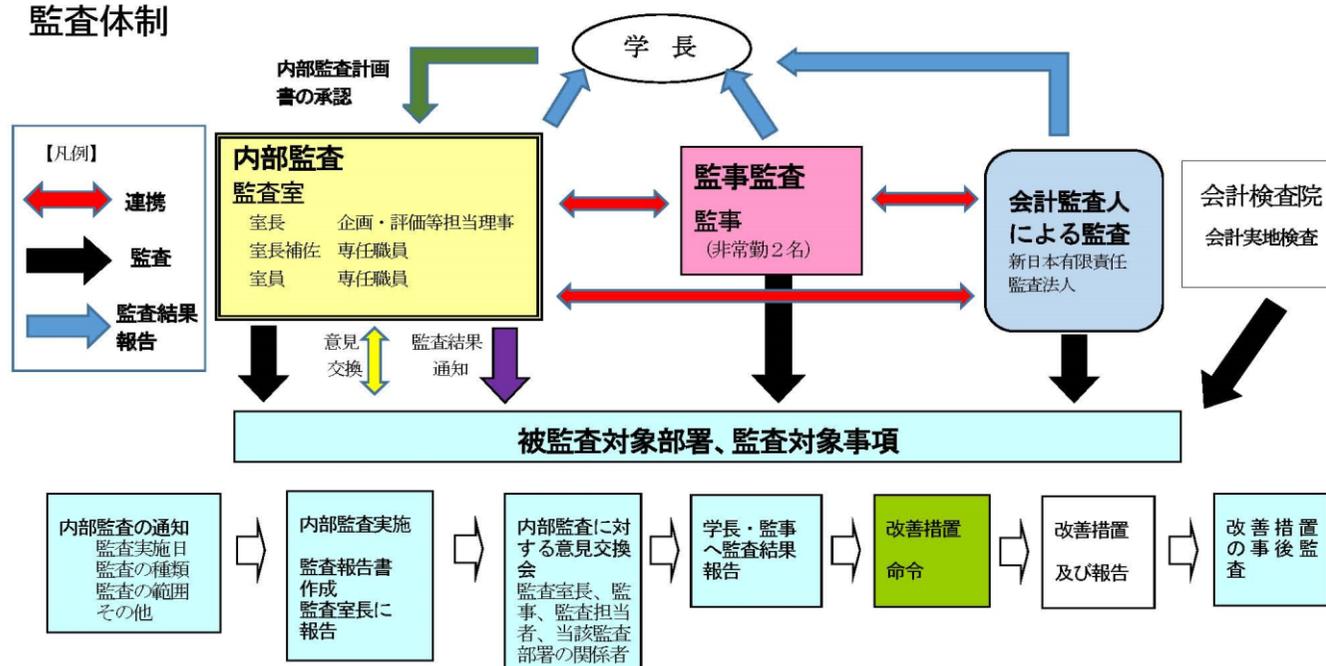
国立大学法人滋賀医科大学組織図（平成27年度）



平成22年度から平成27年度までの沿革

- 平成22年 4月 1日：地域周産期医療学講座（寄附講座）の開設
- 平成22年 6月19日：総合内科学講座（寄附講座）、総合外科学講座（寄附講座）の開設
- 平成22年10月 1日：地域精神医療学講座（寄附講座）の開設
- 平成23年 7月 1日：男女共同参画推進室の設置
- 平成23年 8月 1日：化学療法部を廃止（腫瘍センターの部門とする）
- 平成23年10月 1日：臨床研究開発センターの設置（治験管理センターの廃止）
- 平成24年 3月31日：総合がん治療学講座（寄附講座）の廃止
- 平成24年 4月 1日：臨床遺伝相談科の設置
中央診療部、医療安全管理部等の各部を改組し、中央診療部門、中央手術部、診療・教育・研究支援部門に再編
- 平成24年10月 1日：臨床腫瘍学講座の開設
- 平成25年 4月 1日：アジア疫学研究センターの設置（生活習慣病予防センターの廃止）
- 平成26年 1月 1日：小児発達支援学講座（寄附講座）の開設
- 平成26年 4月 1日：地域医療教育研究拠点の設置
MR医学総合研究センターを分子神経科学研究センターに統合
総合内科学講座、総合外科学講座を開設（総合内科学講座（寄附講座）、総合外科学講座（寄附講座）の廃止）
- 平成26年 5月20日：病理診断科の設置
- 平成27年 1月 1日：前立腺癌小線源治療学講座（寄附講座）の開設
- 平成27年 4月 1日：臨床教育講座を開設
- 平成27年11月26日：倫理審査室の設置

監査体制



○ 全体的な状況

1. 教育研究等の質の向上の状況

○教育に関する取組

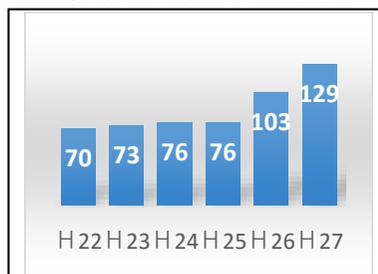
(1) 学生の選抜 =地域に根ざした取り組み=

【平成22～26事業年度】

- ・医学科では、県内の医師偏在の改善を目的に、将来地域医療に従事する意思のある優秀な学生を獲得するため、平成24年度に推薦入試の地域枠に県内在住の県外高校卒業予定者枠（3名）を設けて13名とし、学士編入学にも地域枠（5名）を設定し、卒業生の地域定着に重点を置いて取り組んだ。また、高大連携を通じて滋賀における医療の状況を訴えてきたことにより、医学科における県内からの5年間平均入学者（平成22～26年度 26名）は、それ以前2年間の平均19名から7名増加した。
- ・オープンキャンパスでは、開催を1日から2日にする等様々な工夫・改善を行った結果、参加者が平成22～26年度の5年間平均703名と、それ以前の5年間平均（548名）より28%（155名）増加した。
- ・高校生の医学や看護学への関心を高める目的の体験授業参加者が、以下の表のとおり年々増加した。

【平成27事業年度】

- ・県内からの医学科入学者が、平成22～26年度の5年間平均（26名）を更に上回る30名になった。
- ・オープンキャンパスへの参加者が740名あり、平成22～26年度の5年間平均（703名）を更に上回った。
- ・平成27年度の体験授業への参加者が、平成21年度（51名）と比較し2.5倍となった。（右表を参照）



(2) 本学独自の倫理教育

【平成22～26事業年度】

- ・生命の尊厳を考える教育の一環として、解剖に携わる医学科1・2年、看護学科1年の学生が解剖体慰霊式に参加している。医学科2年の後期から献体受入式に参列し、解剖体納骨慰霊法要では、解剖を行った学生の手により、ご遺族への返骨と慰霊塔への納骨を行っている。
- ・医学科1年生と看護学科1年生が、夏季休暇中の3日間、地域の医療、保健、福祉の現場を訪問し、そこでの交流を通じ、医学・看護学を学んでいく上での役割や課題について省察する機会（以下、早期体験学習）とし、医・看合同授業とすることで専門職連携教育の場としても有意義なものとなって

いる。

- ・医学科では、患者とのコミュニケーション、人の生死や認知症などの映像教材を用いた学習や緩和医療分野でのチーム医療といった内容の科目「医の倫理」を3・4年生に開講し、独自の工夫による倫理教育を実施している。
- ・看護学科では、平成24年度のカリキュラム改正の際に「看護倫理」を必修科目に加えた。概念のみならず、倫理的問題にどのように取り組めば良いのか等、具体的事例を用いた講義を行っている。

【平成27事業年度】

- ・早期体験学習終了後、受入施設（15施設）の実習担当者と本学教育担当副学長をはじめとした教員7名、事務職員3名が一堂に会して意見交換を行った。その場で、実習を体験した学生の感想は、自分が将来医療人として求められる役割や課題について早期に体験し、考えることができた有意義な学習機会であったことが確認され、非常に有意義な取り組みであることの共通認識が得られた。

(3) 科学的探究心の高い人材育成

【平成22～26事業年度】

- ・平成23年度から研究医枠による入学定員を2名増員し、平成24年度には文部科学省の研究医養成事業として「産学協働支援による学生主体の研究医養成プログラム」が採択され、平成26年度末で入門コース23名、登録コース17名となり、登録コースの3名が筆頭著者として国際学会（米国）で、1名が筆頭著者として国内学会で発表を行った。また2名が国際誌発表論文の共著者となった。
- ・学生自身が実験のプランニング・手技・結果の解析・考察等を行い、その過程を通じ科学的思考の技法を体得する「自主研修」（正課）を実施しており、国内外での研修を可能とし、研究意欲や積極性のみならず国際化に向けた取り組みを行っている。（海外での自主研修者数はP14 ○国際交流（1）を参照）
- ・看護学科では、研究活動に関する意識を高めるため、卒業論文作成のための指導の中で、研究会・学会への参加を推奨しており、平成25年度には8名の学生が研究会や学会に参加した。また、平成26年度より卒業論文作成のための指導を充実させ、卒業研究にスムーズに取り組め、モチベーションを持続できるように、卒業論文作成のための研究の導入部分について具体的な内容を教授する「看護研究方法論」を3年生前期に開講した。

【平成27事業年度】

- ・研究医養成については、学内周知活動により全学的な認知を得て、研究医養

成コースから大学院に進学するプランを6年生2名が選択し、研究医枠での入学定員の増員枠（2名）に見合う人数を大学院プランに導く目標を達成する目処が立った。

（登録コース履修生：27年度末現在31名。前年度の約2倍）

- 看護学科では、人を対象とする看護研究を行う学生は、高い倫理観と探究心を持って看護研究を遂行させるため、学内の研究倫理に関する研修を2回以上受講した上で担当教員のもとで看護研究論文を作成している。4年生全員が看護研究論文を提出し、単位認定を受けた。

（4）きめ細やかな学習支援

【平成22～26事業年度】

- 国家試験対策として、医学科ではCBT（Computer Based Testing）の成績が下位15%の学生15名程度に対して、臨床系の教授を後期アドバイザーとして配置し、マンツーマンでのきめ細かい指導を行ってきた。平成25年度からは基礎医学系の教授も加え、下位30名程度の学生に後期アドバイザーを配置するとともに、指導を1年早めて5年生からとした。また、夏季にスロースターターを対象とした補講を、卒業試験後には6年生全員を対象とした国家試験対策のための補講を実施するなどの支援を行った。
- 看護学科では卒業研究ゼミごとの少人数指導により、模擬試験での成績等に対応した個別指導や国家試験対策を行うとともに、4年生担任による定期的な国家試験対策進捗状況の把握と個別面接を実施するなどの学習支援を行った。既卒の国家試験不合格者に対しても担当ゼミの教員又は4年生担任がフォローしている。

以上の結果、平成23年から平成27年までの新卒者の平均国家試験合格率は、医師95.2%、看護師98.6%、保健師99.4%、助産師100%であった。

【平成27事業年度】

- 医学科では、CBTの成績下位31名の学生に対する後期アドバイザーの配置と補講、6年生全員を対象とした補講などを継続して実施した。医師国家試験の合格率は93.9%であった。合格率向上のため、CBTび卒業試験の成績と国家試験の可否の相関について分析を行い、次年度の指導では、早い時期からの模擬試験の受験や学習への取り組みを推奨することとした。
- 看護学科では、早い時期からの模擬試験の受験を進めるなど、学年担任とゼミ担当教員とが連携して指導を強化した結果、平成28年国家試験の合格率は、看護師、保健師、助産師全てが100%であった。

（5）実践能力の強化 =実践力を重視した教育改善=

【平成22～26事業年度】

- 医学科では、診療参加型臨床実習実施のために必要な基本的診断能力の修得を目的に、4年生に臨床実習入門を開講（平成25年度以降）し、CBT及びOSCE（客観的臨床能力試験）に合格した4年生に、医学生としての自覚や心構え、使命感や責任感を再認識するために全国医学部長病院長会議による

「Student Doctor認定証」を交付し、更に6年生の臨床実習終了後にアドバンスOSCEを実施して、臨床能力の到達度を確認している。

- 臨床推論能力の修得を目的とする少人数能動学習では、症例を疾患別から横断的領域にまたがる症候別（コア・カリキュラムに基づく）に変更した。
- 新設したスキルズラボ棟に機能的に配置したシミュレータを用いて、実践的な医療・看護技術を効率よく習得できる環境を整備した。
- 医学科5年生に総合医育成を見据えた臨床実習を更に充実するため、国立病院機構東近江総合医療センターを地域医療教育研究拠点の活動拠点として、地域医療に比重を置いた臨床実習を実施する環境を整備した。
- 看護学科では、医学部附属病院の看護臨床教育センターと看護部が連携して講義や演習に加わっており、学部学生に看護実践能力を手本として示している。具体的には、当院現職の看護師を看護臨床教育センターが「臨床教育看護師」に育成し、病院看護師の実践指導にあたっているが、この能力を学生教育に活用するため、「看護臨床教員」として講義等を担わせている。

【平成27事業年度】

- 9月に独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）と、地域医療を担う医師に対する教育、医師の養成・確保に関する協力推進に係る協定を締結し、大津市にあるJCHO滋賀病院に滋賀医科大学地域医療教育研究拠点の活動拠点を設け、同病院の健康管理センターや併設されている介護老人保健施設を活用し、地域医療の実践と医学部学生の臨床実習教育の更なる充実を図った。なお、本学の地域医療教育研究拠点の活動拠点は、東近江市の東近江総合医療センターに続き2箇所目となった。

（6）教育内容の充実

【平成22～26事業年度】

- 滋賀大学との教員交流により、「法学」「芸術」「医療経済学」の授業（医学科）を担当いただき、教養教育に広がりや深みを持たせた。また、浜松医科大学との包括協定にもとづく「大学間提携に伴う教授の相互派遣」により、「医療法学」の授業を開講（医学科）し、医療に関連した法学や経済学を学ぶ機会を提供した。

【平成27事業年度】

- 国際基準に対応した医学教育分野別評価への対応及び卒前・卒後のシームレスな教育・研修制度構築のため、4月に臨床教育講座を開設し、同時に教授の着任を得た。併せて学長補佐（教育改革担当）を配置し、医学科カリキュラムの見直しや各診療科と連携した新たな臨床実習の検討を精力的に推進した。

更に、医学科カリキュラム改革WGを立ち上げ、8回のWGを開催し、新カリキュラムの素案を作成した。新カリキュラムでは、福祉施設や医療施設等を含む学内外での実習を、入学直後から6年生まで段階的に配置するとともに、行動科学を含む、専門職としてのプロフェッショナルリズムを継続的に学

ぶものとなっている。

(7) 教育改革プログラム（各種G P）を活用した地域に定着した医師の育成

【平成 22～26 事業年度】

・本学では、以下の 3 つの教育改革プログラムが採択され、実績を積みそれぞれを継承し活用している。

- ①現代的教育ニーズ取組み支援プログラム（現代G P）の「産学連携によるプライマリ・ケア医学教育」を継承し、診療所実習として臨床実習の中に取り入れ、地域医療や病診連携、在宅医療を学ぶ機会としている。
- ②医療人G P「一般市民参加型全人医療教育プログラム」を継承し、正課科目として「全人的医療体験学習」を開講している。平成 26 年に正課となつてからの履修状況や学習成果としての履修学生のレポート、アンケート結果、評価等をまとめた報告書を作成し、次年度入学者に配付することとした。
- ③「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」の地域医療を担う医師・看護師の育成を目指す地域参加型支援事業『地域「里親」による医学生支援プログラム』（里親G P）は、事業補助期間終了後 NPO 法人「滋賀医療人育成協力機構」を設立し、本学『地域「里親」による医学生支援プログラム』と協力しながら、医学科及び看護学科学生が県内の様々な職種の医療従事者や市民と直接に対話できる事業を実施し、地域医療の現状を理解する機会を提供している。

【平成 27 事業年度】

- ・医療人G P「一般市民参加型全人医療教育プログラム」を継承した正課科目「全人的医療体験学習」は、地域医療を体験できる貴重な科目である点を強調し、地域枠入学者等の地域医療に関心のある学生にアピールを行った結果、平成 27 年度の履修者は、1 年生 17 名、2 年生 12 名の 14 グループで、うち 8 グループが 3 回以上患者さん宅を訪問し、全人的医療についての学習を行った。
- ・地域参加型支援事業『地域「里親」による医学生支援プログラム』終了後の「里親」事業は、NPO 法人「滋賀医療人育成協力機構」と連携し、春夏の地域理解のための宿泊研修、卒業後の自分を考える連続自主講座（3 回）、「医学教育における態度教育」をテーマにした FD に取り組んだ。学生を対象とした事業では、いずれも本学以外の学生も参加する有意義な交流機会となった。FD は学外機関からの参加があり、県内唯一の医育機関として地域に貢献した。里子学生・里親の意見や県内医療機関や地域紹介記事を取り上げた広報誌「めでる」（30 ページ）を年 2 回 12000 部発行しており、医学生や看護学生のみならず県内医療機関や市民センター、銀行支店等を通じて県民への情報発信に努めている。

なお、医学科卒業生の平成 22 年度から平成 27 年度までの滋賀県内就職率の

平均は 42.9%に達した。

(8) 大学院教育の改革＝大学院教育の更なる実質化＝

【平成 22～26 事業年度】

・博士課程では、平成 26 年度に従前の 5 専攻を 1 専攻に編成し、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーに沿って、以下の 3 コースを設定し、それぞれの教育プログラムを開始した。

- ①「先端医学研究者コース」基礎医学と臨床医学の双方に渡る研究を行い、学位取得を目指す。
- ②「高度医療人コース」臨床研究を行い学位と専門医の取得を目指す。
- ③「学際的医療人コース」医学と他分野の融合による研究を行い、学位取得を目指す。

・修士課程では、教育研究コース 1 年生にデザイン発表会を実施し、そこで指摘された問題や課題を修正した後の報告として、2 年生の学位論文研究発表会の半年前に中間発表会を実施し、研究領域を越えた教員からの指導や助言を受けられる機会を保障し、修士論文作成のための研究活動の充実を図っている。長期履修制度は 19 名（平成 27 年 11 月現在）が活用しており、社会人学生への配慮として、入学時点及び 1 年生修了時点で、長期履修制度の適用及び適用期間の変更を可能としている。

【平成 27 事業年度】

- ・博士課程の 2 年生に対して、各コースにおいて専門分野となる実習科目を開講した。更に、全コース選択必修科目として、基礎医学が臨床医学にどのように活かされているかを学ぶ「基礎と臨床の融合セミナー」を開講した。
- ・文部科学省グローバルアントレプレナー事業に平成 26 年度に採択された「医・工・デザイン連携グローバルアントレプレナー育成プログラム（iKODE プログラム）」を充実させて大学院医学系博士課程学際的医療人コースの選択必修科目とした。
- ・博士課程、修士課程の両方で、学位論文審査書類等の提出時に利益相反申告書の提出を義務づけ、また、学位論文研究発表会の場において、利益相反に関する状況を明らかにしている。

(9) 大学院教育の改革＝学問・研究の発展と社会からの要請に答えて＝

【平成 22～26 事業年度】

- ・平成 19 年度に採択された「がんプロフェッショナル養成プラン」を平成 23 年度まで実施した。この結果、「がん薬物療法医コース」の大学院生が Leukemia 誌に論文を発表し、この業績に対し学長賞を授与した。
- ・平成 24 年度に文部科学省がんプロフェッショナル養成基盤推進プランに「次代を担うがん研究者・医療人養成プラン」が採択され、学位取得及び専門医等の資格取得に向けた教育を実施した。平成 26 年度の大学院改組後は、「高度医療人コース」に「がん専門医療人養成コース」を設置し、このコース内

の「地域のがん薬物療法を支える薬剤師養成コース」に在籍する大学院生が平成 25 年度に「がん専門薬剤師」の資格を取得した。この資格は平成 28 年 1 月現在、滋賀県下では 4 人しか取得していない。更に当該プログラムの各コースにおいて、医療従事者や一般市民を対象としたセミナーや公開講座等を開催した。また、学内及び他施設の医療従事者に学習の場を提供し、これらの参加者から 4 名が「がん薬物療法専門医」の資格を取得した。（平成 28 年度 1 月現在、滋賀県下での取得者は上記 4 名である。）なお、本プログラムにおける中間評価は、全国 15 件中唯一「S」ランクの評価を受けた。

- 平成 20 年度に戦略的大学連携支援事業「びわこバイオ医療大学間連携戦略」において、平成 22 年度に長浜バイオ大学と共同で事業を行い、長浜バイオ大学修士課程修了者 2 名が本学大学院博士課程に入学した。支援事業終了後は、「びわこバイオ医療大学間連携戦略」により研究者相互派遣や遠隔による共同講義等を継続して実施した。
- 文部科学省グローバルアントレプレナー事業に、医工連携に特化し、レギュラトリーサイエンスとデザイン思考を取り入れたグローバルアントレプレナー人材の育成を目指す、「医・工・デザイン連携グローバルアントレプレナー育成プログラム（iKODE プログラム）」が平成 26 年度に採択され、学際的医療人コースを中心とする博士課程教育に iKODE プログラムを取り入れるとともに、学内外からの登録者（11 名）を受け入れて開講した。
- 平成 25 年度に文部科学省博士課程教育リーディングプログラム「アジア非感染性疾患（NCD）超克プロジェクト」が採択され、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーに基づく授業科目を設定した。プログラムはすべて英語で行い海外からも著名な研究者を講師として招き、平成 26 年秋に 3 名が入学した。
- 将来、基礎研究医を志す者を選抜して、「滋賀医科大学大学院教育研究支援経費」の支給を平成 25 年度から開始した。
- 修士課程では、平成 23 年度に高度専門職コース「看護管理実践」を設置し、海外研修を含む臨地実習、行政職や企業のトップマネージャーによる講義など特徴あるカリキュラムを展開した。その結果、修了者 1 名と在学中 1 名の合計 2 名が日本看護協会認定看護管理者資格を取得した。その取り組みは、看護系雑誌に取り上げられ、修了者が看護管理者セカンドレベル研修の講師を務めるなど、社会から高い評価を得る人材を育成した。平成 26 年度にも、日本看護協会認定看護管理者資格を取得するなどの優秀な人材を育成・輩出した。

【平成 27 事業年度】

- 博士課程教育リーディングプログラムに在籍する外国人の大学院生（2 年生）3 名が、海外の研究機関等において研修を行うなど、将来、リーダーとして自国を牽引していくべき人材の育成を行った。（平成 27 年度の入学者数：6 名[累計 9 名]、平成 28 年度春入学合格者：6 名）

- 地元企業からの要望を取り入れて iKODE プログラムを充実させた結果、昨年度の約 3 倍にあたる 32 名（学内 12 名、学外 20 名）が iKODE プログラムを受講した。将来的に、自己の研究成果を実用化するための社会貢献活動を牽引できる人材の育成を行った。
- 将来、基礎研究医を志す者を選抜して、「滋賀医科大学大学院教育研究支援経費」の支給を行った。これにより、基礎研究医の拡充が見込まれることとなった。
- 修士課程では、各研究領域で大学院生の研究課題に関する抄読会を定期的に開催するとともに、英語論文に接する機会を増やし指導を行っているが、大学院生が執筆した論文が国際学術雑誌に掲載されるなど、優れた業績を上げた。

(10) 教育活動の改善

【平成 22～26 事業年度】

- 学部教育については、講師以上の教員（臨床医学講座は希望者のみ）及び単独で授業をする非常勤講師を対象に、担当するいずれかの科目の 1 コマで、出席した学生による授業評価を行った。また、各年度において 10 名程度の教授又は准教授を対象に、滋賀大学教員 2 名による第三者評価を実施している。
- 学生及び第三者による評価結果は、次年度の授業の改善に活かすべく、実施直後にフィードバックするとともに、教員自身による自己評価と評価結果に対する意見を聴取し、これらを副学長（教育・研究等担当）及び教育方法改善部門の委員が分析し、問題となる事項の把握と教員に対し改善等の指示を行っている。
- 博士課程では、全コースで必修となる「医学総合特論」の中から、毎年 15 回程度を対象に学生による授業評価を行った。
- 修士課程では、全ての開講科目に対し、履修学生による評価を実施している。教員に対しては、年 1 回、大学院教育に関する自己評価を実施し、教育を行ううえでの工夫等について具体的な事例の回答を得ている。
- これらの評価結果を元に、毎年、ベストティーチャーを選出し表彰しており、全教職員を対象とした「授業改善に係る FD・SD 研修会」において、ベストティーチャー賞受賞教員による講演を実施し、教育の質の向上と活性化に役立てている

【平成 27 事業年度】

- 学部教育については、これまでの 1 コマ評価および第三者評価に加え、全ての授業科目に関する学生からの授業評価を e-learning で行った。
- 博士課程では、「医学総合特論」の授業評価は毎年 15 回程度を対象としていたが、全ての講義を対象に改めた。
- 「新任教員に対する FD 研修会」において、平成 26 年度ベストティーチャー賞受賞教員による模擬講義を実施し、新任教員の教育に対する意識・目標の向

上に役立たせた。

- 平成27年10月に大学評価・学位授与機構の訪問調査を受審して、指摘を受けた「改善を要する事項」について対応し、「大学評価基準を満たしている」との評価を得た。受審結果での「主な優れた点」として9項目が示された。

○研究に関する取組

(1) 5つの特色ある研究プロジェクト =研究の推進とその成果=

1) サルを用いた研究

【平成22～26事業年度】

- 遺伝子組換えカニクイザル作出のための基盤技術（レンチウイルスベクターの構築・ウイルス粒子の調製・受精卵への感染・仮親への移植）を概ね確立し、平成26年度に蛍光遺伝子導入受精卵の作成に成功し妊娠まで至った。
- 顕微授精により MHC 同系サルの人工的作成を可能としたほか、顕微授精以外に MHC ヘテロザルを20数頭同定し、MHC ホモザル iPS 細胞由来の分化細胞を移植する実験が可能になった。
- 全粒子ワクチンの有効性の検討や高病原性鳥インフルエンザウイルスに対する新たな治療法の有効性を示した論文を発表した。
- マウスでの研究成果（Stem Cell Reports 2014）を基にうつ病モデルカニクイザルを作成した。また、ヒト遺伝子のビッグデータを用いてエピジェネティクスの状態をコンピューター解析する新たなプログラムを開発し国際学術雑誌（Genes & Genetic Systems）に発表した。

【平成27事業年度】

- 緑色蛍光タンパク（GFP）を発光する遺伝子組換えカニクイザル1頭を得ることに世界で初めて成功した。更に外見から GFP の発現を判断することができない4頭のカニクイザルを得たが、全て遺伝子組換え個体であった。
- MHC は移植の成否を決定する遺伝子である。MHC ホモザル体細胞由来 iPS 細胞をこれまでの2種類から4種類に増やすことにより、分化させた iPS 細胞の移植実験の例数を増やすことになった。この努力により、再生医療実現拠点ネットワークプログラム技術開発個別課題の追加支援を獲得し、当初の約4700万円から1億5770万円に研究費が増加した。
- H5N1 高病原性鳥インフルエンザウイルスで死亡したサルの遺伝子を SNP 解析した。インフルエンザウイルス感染後生死を決定する候補遺伝子を有するサルを選別し感染させたところ、この候補遺伝子を有するサルのみが死亡し、インフルエンザウイルス感染後生死を決定する因子の可能性が示唆された。
- インターフェロン α 慢性投与によってうつ病モデルカニクイザルを作成し、前頭葉オリゴデンドロサイトの異常を明らかにした。

2) 神経難病研究

【平成22～26事業年度】

- アルツハイマー病発症機構における A β 43 の重要性を明らかにし、研究成果

を国際学術雑誌（Nature Neuroscience 2011）などに論文発表し、新聞等で報道された。更に、2015年に脳内アミロイド β の産生を阻害しアルツハイマー病の発症を抑制するタンパク質 ILEI を発見し、国際学術雑誌（Nature Communications）に発表し、新聞報道された。

- 滋賀医大発のアルツハイマー病のMR画像診断薬Shiga-X、Shiga-Yを開発し、平成24年度にShiga-Yを平成25年度にShiga-Xを特許出願するとともに、研究成果を国際学術誌（Neuroscience）に論文発表した。Shiga-Y化合物は平成27年2月に日本及び米国特許を取得した。
- 産学連携研究で鼻分泌液サンプルを用いアルツハイマー病の新しい診断技術を開発し、平成22年度、24年度、平成25年度に合計3件の特許を出願した。平成26年度から耳鼻咽喉科学講座、附属病院もの忘れ外来、臨床研究開発センターと共同で鼻分泌液サンプルによる診断法の臨床研究を開始し、NHKおよび日本やフジテレビスーパーニュースで報道された。
- 家族性 ALS の原因タンパク質に対する新たなモノクローナル抗体の作出に成功し特許出願（特願2012-028737）するとともに国際学術誌（PLoS ONE 2012）に報告した。また、蛋白の分解障害が直接 ALS を発症させることを証明し、国際学術誌（JBC 2012）に報告するとともに、新聞報道された。

【平成27事業年度】

- 神経シナプス部における A β 43 の産生制御機構を明らかにし、国際学術誌に発表するとともに、日本生化学会、日本分子生物学会合同年会（BMB2015）のワークショップで招待講演した。
- 滋賀医大で開発した化合物 Shiga-Y5 がアルツハイマー病の治療効果を持つことを動物実験で明らかにし、国際学術誌で発表した。研究成果は、文部科学省新学術領域班会議「脳内環境」からプレスリリースされた。
- 鼻分泌液サンプルを用いアルツハイマー病の新しい診断技術に関する臨床研究を継続するとともに、関連する特許2件が成立した。

3) MRによる分子イメージング研究

【平成22～26事業年度】

- MRを用いた新しい癌診断システムの開発実験を行い、炭素-13標識グルコースを用いた生体NMRによる癌の代謝解析法の確立や腫瘍組織に集積して検出できるMRI・蛍光用標識ナノ粒子を開発し、平成25年度に特許を取得した。
- MR画像法による新しいアルツハイマー病診断薬Shiga-X22を分子神経科学研究センターと共同で開発し、国際学術雑誌（Journal of Alzheimer's Disease 2014）に発表した。
- MR対応内視鏡に電磁式位置センサーを搭載し、内視鏡画像上にMR画像による標的位置を重畳するナビゲーションソフトウェアを完成させた。また、MR対応の内視鏡用マイクロ波手術機器の小型化を実現し、成果を「バイオジャパン2012」などの各種展示会で発表した。
- MR装置内で作動する細径イメージセンサを搭載する高解像度MR対応電子内視

鏡を開発した。ハーバード大学と共同で肝腫瘍に対する穿刺支援ソフトウェアを開発した。MRI 造影剤と抗がん剤を含むナノミセルによる MR 画像誘導下の肝癌治療モデルの評価をラットで行い、研究成果を国際学術誌 (Int J Nanomedicine 2015) に発表した。

【平成 27 事業年度】

- 核磁気共鳴画像 (MR) 法による新しいヒトの脳形状解析ソフト (BAAD) を開発し、国際学術誌に論文発表するとともに、製品化を目指して地元企業との産学連携体制を確立し、試作品を完成させた。
- 3 テスラ MRI と軟性電子内視鏡を用いた画像誘導下内視鏡手術の動物実験を行い、高磁場 MRI と MR 対応イメージセンサを搭載した軟性内視鏡による高精細画像誘導手術が可能であることを確認した。
- 抗癌剤と MR 造影剤を内包した高分子ナノミセルにより、ラット肝癌モデルにおいて高い治療効果を示し、MR 造影剤のみの高分子ナノミセルにより治療効果の診断方法を開発した。
- 臨床導入準備中のマイクロ波手術デバイス試作機により、1 本の機器で縫合又は結紮等せずに肝臓や脾臓の部分切除ができる手術手技を開発できた。
- 携帯型デバイスへの超小型マイクロ波発振器内蔵化に成功した。

4) 生活習慣病研究

【平成 22～26 事業年度】

(疫学研究)

- 国民代表集団の長期追跡研究 (NIPPON DATA)、潜在性動脈硬化に関する国際共同疫学研究、高島研究、滋賀動脈硬化疫学研究 SESSA 等の推進とともに滋賀県の委託事業である滋賀脳卒中データセンター推進のほか、わが国初の疫学研究拠点の施設整備を行った。
- 平成 23 年度は、16 の新しい高血圧遺伝子変異を発見し、国際学術誌 (Nature) に発表した。
- 平成 24 年度は滋賀県内の脳卒中医療の評価・分析を行う滋賀脳卒中データセンターが設置された。また、国際共同研究 INTERMAP からの栄養と血圧の関連分析結果を国際学術誌 (Circulation) に発表したほか、慢性腎臓病に関するプロジェクトの論文を国際学術誌 (Lancet) に発表した。
- 平成 25 年度は、アジア疫学研究センターを設立し、著名な生物統計家であるバージニア大学 Abbott 教授を特任教授として迎え、国際共同研究等を推進する体制整備を行い、国際シンポジウムを開催した。
- 平成 26 年度は、滋賀動脈硬化疫学研究 SESSA と米国 MESA 研究との日米比較研究結果を国際学術誌 (American Journal of Epidemiology) に発表した。更に、高血圧と社会的要因に関する分析結果がニュース番組を通じて全国に報道されたほか、日本国民の血圧値に関する論文が日本高血圧学会による高血圧診療ガイドライン 2014 に引用・掲載された。

(糖尿病・不整脈の研究)

- 平成 22 年度に日本人に特有な 2 型糖尿病発症関連遺伝子を同定し国際学術誌 (Nature Genetics 2010) に発表した。
- 平成 23 年度は、新しい 2 型糖尿病疾患感受性遺伝子異常を同定し国際学術雑誌 (Nature Genetics) に発表した。
- 平成 25 年度に、これまでの研究成果とともに、ブルガダ症候群の新たな原因遺伝子を当該分野の第一線で活躍している海外の施設と共同研究で発見し国際学術雑誌 (Nature Genetics) に発表した。平成 26 年度は、不整脈など循環器疾患における病態と関連する遺伝子の同定とその機能解析を中心に行い、そのうち、QT 延長症候群については、厚生労働省難治病政策事業に採択されたほか、日本循環器学会のトランスレーショナル研究支援にも採択され、国際共同研究による新しい遺伝子検査の方法論の開発を行い、その成果を国際学術誌 (Nature Genetics) に発表した。

【平成 27 事業年度】

- NIPPON DATA などの業績が認められ、アジア疫学研究センターの上島特任教授が保健文化賞を受賞した。また、アジア疫学研究センターの久松特任助教が NIPPON DATA 論文にて日本心臓病学会上田賞 (Journal of Cardiology 最優秀論文) を受賞した。
- 国民代表集団の疫学研究 NIPPON DATA は、平成 26 年度に引き続き厚生労働省指定研究 (研究代表者：三浦克之) として、滋賀動脈硬化疫学研究 SESSA は文部科研費などを獲得し研究を進めている。
- 糖尿病性腎症進展・腎機能悪化の臨床診断マーカーとしてカリウム摂取量を新たに同定した。糖尿病における低血糖リスク、合併症と中心動揺などの関連を看護学科と共同で検討し、いずれも論文を発表した。
- 遺伝的背景を有して発症する循環器疾患のうち、例えば、マルファン症候群、ファブリー病、先天性 QT 延長症候群などは遺伝子診断の保険適応が認められている。これらの疾患の遺伝子診断を 20 年前から開始しており、長年の厚労省研究班への参加や、国内外の学会が主催するガイドラインの策定にも関与するといった業績から、全国の大学・病院から、関連遺伝子の検査依頼を受けた (H27 年実績 395 例)。また、保険適応がなされていない、カテコラミン誘発性多形性心室頻拍や不整脈源性右室心筋症などの遺伝子検査についても、保険適応に向けて先進医療の形で展開している。

5) 総合がん治療研究

【平成 22～26 事業年度】

- 平成 22 年度に、腺癌の発生に関わる 2 個の肺癌関連遺伝子を同定し国際学術誌 (Nature Genetics 2010) に発表したほか、乳がんの長期予後を予測可能とするマーカーを特定した。平成 23 年度に 3 種類の肺がんの血清診断・予後予測マーカーを同定したほか、癌臨床試料を用いて有用性の検証システムを構築することを目指し、400 症例からなる肺がん組織マイクロアレイシステムを構築した。平成 24 年度には、癌バイオマーカー研究に基づき開発した肺癌

を対象としたペプチドワクチン療法の医師主導治験を開始し、厚労省の承認下に4大学病院で治験を開始した。また、がんワクチン療法の個別化医療に向けて免疫ゲノミクスに基づいたバイオマーカー探索法の開発に成功し、その成果を国際学術誌（OncoImmunology, 2014）に発表した。

- ・LAP陽性細胞除去カラムにより血液中から抑制性の免疫細胞を除去し、腫瘍を攻撃する免疫細胞の効果を増強する研究を推進し、平成26年度は、LAP陽性細胞の亜集団を解析し、どの亜集団が免疫抑制機能を有するかを検討した。また、抗癌剤とLAP陽性細胞除去カラムの併用での癌抑制効果を検討した。更に、サルでのLAP陽性細胞除去カラムの安全性を検討した。

【平成27事業年度】

- ・肺がんペプチドワクチン療法医師主導治験を完遂し、がんのバイオマーカーや個別化医療の開発研究の成果を国際学術誌4報（Scientific Report, 2016他）に掲載した。国内外の研究機関と連携してがん治療薬開発に向けたトランスレーショナルリサーチを推進した。がん医療の地域連携から先進医療までを推進できるがん専門医療人の育成に向けた講習・研修会を36回開催した。
- ・免疫抑制性の細胞であるLAP陽性細胞を除去するカラムの単独使用でも、担癌ラットの生存日数が有意に延長することが明らかになった。更に、「免疫抑制性細胞捕集材および免疫抑制性捕集用カラム」で米国特許が取得できた。

（2）研究活動の活性化＝独創的な研究の推進＝

【平成22～26事業年度】

- ・平成22年度から、第2期中期目標・計画に掲げた本学の特徴的な研究である「サル研究プロジェクト」、「がん研究プロジェクト」、「神経難病研究プロジェクト」、「MR医学研究プロジェクト」、「生活習慣病研究プロジェクト」に対し、公募により研究計画を募り、学長裁量経費から助成事業を実施している。研究活動推進室を設置し、上記の重点プロジェクトに対し、毎年、評価を実施している。
- ・第2期中期目標・計画で、基礎と臨床の融合研究を促進することとしており、次世代に推進する学内共同研究グループとして、2グループ（軟骨再生、動脈硬化）を結成し、学外の研究者も加えて研究発表会を実施した。
- ・平成24年度からは、本学の特徴的な5つの研究プロジェクトに加えて「産学連携支援助成」、「基礎・臨床共同研究助成」の7区分について公募を行い、採択された研究課題に研究費を助成し、今後の研究促進の活性化を図ることとした。
- ・若手研究者の研究活動を促進するために、毎年、公募により、大学院生を含む若手研究者の独創的な発想に基づく萌芽的研究を支援する助成事業を実施している。

【平成27事業年度】

- ・平成27年度は若手研究者の研究活動を一層推進することとし、前年度より採

択件数を10件、助成金額を1,400千円増加した。その結果、73件の応募があり、25件の研究課題を採択した。

（看護研究の推進）

- ・オープンMRを用いた坐位姿勢での尿失禁の研究は更に継続発展し、龍谷大学の研究者と尿失禁に対する効果的な着圧を有する下着の開発に向けたシミュレーションの研究を展開している。また、尿失禁の予防と治療についての一般市民向けセミナーを開催し啓発活動を行っている。この研究の論文が、日本排尿機能学会論文賞に選ばれるとともに、京都大学との共同研究プロジェクトを開始した。一方、自動車シート製作メーカーと、坐位MRを用いた運転姿勢評価のための共同研究を行い、運転シート開発研究を開始した。こうした看護・工学連携研究の取り組みが全国的に認知され、東京大学、大阪大学に引き続き本学が第3回看護理工学会学術集会を主催した。
- ・非感染性疾患（NCD）の予防・管理に関する論文をはじめとした研究成果の公表を精力的に行った結果、成果公表は英文誌21、和文誌27、国際学会18、国内学会64であった（共著を含む）。

○社会連携に関する取組

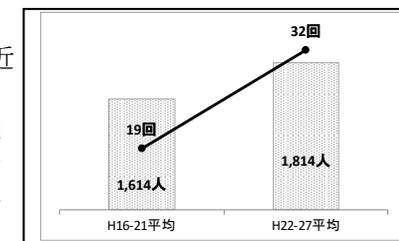
（1）地域の各機関との連携による教育サービスの提供

【平成22～26事業年度】

- ・文部科学省の特別運営費交付金により設置された開放型基礎医学教育センター（medical museum）では、1,000症例以上の人体臓器標本を作成するとともに、人体模型、視聴覚教材、シリコン包埋の肉眼標本、病理組織のバーチャルスライドを作成しており、これら収蔵品の展示施設として「メディカルミュージアム」を平成25年6月にオープンした。

以来、医療関連教育施設からの解剖見学の一環としてや高大連携事業等で年間700名近くの見学者を受け入れている。

- ・一般市民に向けて医療に関する様々な知識を提供する公開講座を開講しており、健康意識の高まりもあり毎回多数の参加者を得ている。（右表を参照）



【平成27事業年度】

- ・メディカルミュージアムを利用して、学生が主体となり若鮎祭（学園祭）で「人体についての企画展示」や「トリの解剖実習」を行った。また、平成26年に作製した病理組織のバーチャルスライド標本（6500件）を管理する画像データベースを活用し、組織像を比較検討する症例検討会を行った。（センターの利用状況等（開所以来）：見学数61件、物品貸出し80件、バーチャルスライド公開利用12件、実験セミナー17件、各種報道、講演19件）

（2）滋賀県、近隣企業・大学等との連携による産学官連携

【平成22～26事業年度】

- 平成22年度に文部科学省委託の「しが医工連携ものづくりクラスター地域イノベーションクラスタープログラム（グローバル型）」に採択され、立命館大学、長浜バイオ大学及び地元企業等と連携し「いつでも・どこでも高度先端医療」を実現する診断・治療技術の開発を行い、産学官連携による活性化を図った。
- 平成25年度には、本学で特許出願した手術用吸引嘴管（手術中、血液等を吸引する装置の先端部）が滋賀県内の企業により製品化、ライセンス収入を得ている。

【平成27事業年度】

- マイクロ波手術機器について PMDA への承認申請を行い、複数の全国規模の外科系学術集会での機器展示、大動物への使用方法講習会開催等の臨床使用の準備を進めた。
- マイクロ波実質臓器凝固切断器の開発、携帯可能な小型・省電力型マイクロ波手術機器の開発（JST の東北地方における復興促進プログラム）など、マイクロ波手術機器の更なる展開に向けた共同研究を企業との連携により進めて特許出願を行っており、一部の国において登録を済ませた。
- 高精細 X 線受像機であるフラットパネルディテクタ（FPD）による心肺機能測定方法を大動物において開発し、救急集中治療分野における応用を計画している。

(3) 地域医療支援将来構想の策定とその実績**【平成22～26事業年度】**

- 「滋賀県地域医療再生計画」に基づき、平成 22 年 6 月に滋賀県、東近江市、（独）国立病院機構（NHO）と協定を締結し、寄附講座「総合内科学講座」及び「総合外科学講座」を NHO 滋賀病院（現 NHO 東近江総合医療センター）に設置し、本学の第 2 教育病院として地域医療の再生に向けた教育・研究・診療活動を推進し、その結果、特定の診療科の再開、病床数の増床、患者数が増加するなど、地域医療再生に大きく貢献した。
寄附講座協定期間終了後の平成 26 年 4 月からは、地域医療を担う医師の教育及び養成・確保に関する研究を推進するため、「総合内科学講座」及び「総合外科学講座」を医学部の臨床講座とし、新たに「滋賀医科大学地域医療教育研究拠点」を設置し、（独）国立病院機構、及び東近江市と「地域医療教育研究拠点に関する協定」を締結し、NHO 東近江総合医療センターに郊外型の活動拠点を設けた。
- 周産期医療について、平成22年度に母子診療科・女性診療科に生殖医療センター、小児科にはNICU 9床（3床増床）、GCU 12床（6床増床）を整備した結果、小児科入院患者数が前年度比で35%増加し、県内の中核病院としての役割を果たすとともに、出産件数も418件（前年度比25%増）に増加し、地域周産期医療に大きく貢献した。

平成25年 4 月に滋賀県から「総合周産期母子医療センター」の指定を受け、各科・部の協力体制のもと、救命・救急医療を実施しているが、より一層の診療設備の充実を図るために病棟内の改修を行い、高度で専門的な周産期医療を提供することができる治療室「母体・胎児集中治療室（MFICU）」を平成26年 4 月に完成、同 6 月から 6 床を稼働させた。

- 脳卒中対策について、滋賀県脳卒中診療連携体制整備事業の補助を受け、平成24年度に「脳卒中データセンター」を設置し、県内の脳卒中医療の医療連携体制の評価・改善を行うため、脳卒中の発症、予後、再発率、社会復帰率などに関するデータの登録、追跡調査を県内全域で実施し、ある特定地域において市民啓発活動を行い、啓発活動前後の住民意識調査を実施し、啓発活動の効果を検証した。
また、6,000例以上の脳卒中患者登録データ分析結果を日本脳卒中学会で発表し、あわせて、滋賀県脳卒中登録データをウェブサイト「滋賀脳卒中ネット」から情報発信するとともに日本脳卒中協会と連動した講演会を開催し、市民啓発に貢献した。
- そのほか、救急事故現場への職員派遣に関する協定を大津市と締結、少年の健全育成及び非行少年の立ち直り支援に資することを目的に滋賀県警との連携協力に関する基本的協定を締結するなど、地域貢献を推進している。

【平成 27 事業年度】

- 平成27年 9 月に新たに（独）地域医療機能推進機構（JCHO）と「地域医療教育研究拠点に関する協定」を締結し、JCHO滋賀病院（大津市）に都市近郊型の地域医療教育研究拠点を置き、同病院の健康管理センターや併設されている介護老人保健施設を活用して、幅広い診療能力を有する総合診療医を養成するための活動拠点とした。
- 脳卒中対策について、医学会総会、脳卒中関連学会などの学会や、他府県で開催された各種研究会において発表を行っている。
また、県内病院及び診療所からのデータ集積システムの構築を行い、2011年から2013年にわたる新規脳卒中患者の臨床データ約10,000例を集積して精度管理を行っている。平成27年11月および12月に県民公開講座を開催した。

(4) 東日本大震災被災者への医療支援**【平成22～26事業年度】**

- 東日本大震災発生の翌日、平成23年 3 月12日から14日までDMAT（災害派遣医療チーム）をいわて花巻空港に派遣し、以後、医療支援チーム、心のケアチームを編成、医師、看護師及びメディカルスタッフ等を被災地各所に派遣した。また、滋賀県の健康支援チーム、公益財団法人結核予防会の健康支援活動、文部科学省一時帰宅者スクリーニング（放射線量測定）チームにも協力して、医師等を派遣した。
その後、全国医学部長病院長会議の医療支援チームが組織され、継続的に医師を派遣した。

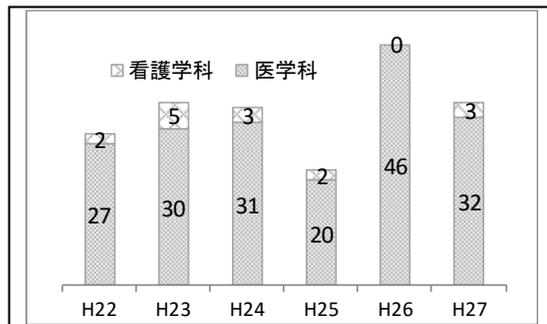
このほか、学内に義援金を募り、日本赤十字社滋賀県支部に寄附した。これらの諸活動に対しては、平成24年7月に福島県知事から、平成25年3月に厚生労働大臣から感謝状が贈られた。

○国際交流

(1) 組織的な交流促進と国際化のための環境整備

【平成22～26事業年度】

- ・医学科4年生の自主研修(正課)では、海外での自主研修が増加傾向にあり、医学科3年生「医学英語Ⅱ」講義において、海外で自主研修を行った学生による成果報告会を実施し、アンケートでは次年度の海外自主研修への参加意欲が高まった等の感想が見られた。また、平成26年度に編入学生を除く他大学を卒業した医学生を対象とした「医学系学生特別海外渡航助成」を本学卒業生の寄附により設立し、グローバル化に向けた環境を整えた。



海外での自主研修参加者は表のとおり。平成22年度にミシガン大学で海外自主研修を行った学生の成果報告が、日本医学教育学会の学会誌である「医学教育」に掲載された。

- ・看護学科では、ミシガン州立大学連合との交流協定に基づき、平成22～25年度に、4年生12名が海外研修に参加した。
- ・一方、留学生支援として、平成22年度から留学生研修助成制度を設け、交流協定校からの研究者を外国人客員研究員として受け入れ、研究指導に併せ本学大学院博士課程への進学への支援を行っており、1年間滞在費等を支援し、5年間で18人の助成を行った。
- ・平成22年度以降メディカルスタッフと事務職員も海外研修を開始し、第2期中に30人が参加した。

【平成27事業年度】

P18 グローバル化に向けた取組【平成27事業年度】①～④を参照。

(2) 国際共同研究や医療技術支援による国際貢献

【平成22～26事業年度】

- ・平成25年度にアジア疫学研究センター開所に伴う国際シンポジウム、分子神経科学研究センター創立25周年記念国際シンポジウム、海外の協定校から医学部長等11名の研究者を迎えての国際シンポジウム、平成26年度に分子神経科学研究センター認知症研究分野開設記念国際シンポジウム、次世代画像誘

導下低侵襲医療システム開発プロジェクトによる国際シンポジウムを開催するなど研究者間の国際交流を精力的に推進した。

- ・国際貢献として、ベトナムのチョー・ライ病院で、平成21年度から心臓血管外科チームによる手術指導を行っており、平成24年度は2名の教員が訪問し、5日間に緊急手術3例を含む計14例の手術をベトナムの医師とともに実施した。また、現地で基礎教授や地方から勉強に来た医師達も交えた特別カンファレンスを開催するなど医療技術支援を実施している。そのほか、脳神経外科、外科、内科においてもベトナム、インドネシアの医師、研究者に臨床的指導や研究指導を行っている。
- ・また、診療放射線技師によるベトナムへの放射線診療支援も実施しており、当初JICA事業として開始されたが、事業終了後もベトナムのチョー・ライ病院からの熱望により、本学独自で研修の受け入れ継続を決定した。更に、平成23年度からは現地で指導を開始し、支援事業を拡充した。

【平成27事業年度】

P18 グローバル化に向けた取組【平成27事業年度】⑤～⑥を参照。

○医学部附属病院関係

(1) 教育面 地域医療を支える良質の医療人を育成

【平成22～26事業年度】

- ・病院のスキルズラボは、研修医等が24時間自由に使用できる環境を整備し、看護の質向上・技術習得のため、看護スキルズラボを病院内に設置した。また、初期研修プログラムを随時見直し、研修のQOLや満足度を把握し、継続した環境改善に努めている。
- ・メディカルスタッフの専門資格の取得や能力向上のため、国内の研修会参加に係る支援を実施した。また、新人看護職員、県内看護師養成所の専任教員、在宅療養に携わる多職種連携共通人材育成研修を開始した。(研修会等の実績：P50 ○附属病院について1、特記事項①(2)を参照)

【平成27事業年度】

(初期臨床研修における取組)

- ・P50 ○附属病院について1. 特記事項 ①(1)「・」の3、4番目を参照

(看護臨床教育センターにおける取組[訪問看護・特定行為])

- ・滋賀県地域医療看護介護総合確保基金による「訪問看護師コース」は、教員等を増員し平成28年1月に開講した。受講生は本学看護学科3年生7名で、プログラムどおり順調に進行しており、3月から学外施設での実習を開始した。
- ・「看護師の特定行為研修」とは、団塊の世代が75歳(後期高齢者)以上となる2025年に向け、医師の指示によらずに一定の診療の補助(特定行為)を行

う看護師を計画的に養成することを目的として、平成27年3月に設けられた制度である。

本学は、平成28年2月10日付けで、国立大学として初めて「保健師看護師法に基づく特定行為研修」の指定研修機関（全国で21医療機関。うち大学院は12大学）として指定を受け、平成28年6月から特定看護師の養成を開始するため、選抜試験を実施し、研修生7名を決定した。

(研修期間：1年間【共通科目213コマ：319.5時間、区分別科目73コマ：109.5時間】)

(2) 研究面

【平成22～26事業年度】

- ・肺がんペプチドワクチン療法は、医師主導型治験により実施し、経過観察試験に移行、データ固定を予定どおり終了した。引き続き、本学主導の医師主導治験「肺がんの有効な新規がんペプチドワクチン療法の開発と創薬展開」を実施した。
- ・平成23年に遺伝子多型解析装置を設置し、治療効果・副作用の予測補助のため薬剤感受性を調べる「遺伝子多型解析オーダーリングシステム」を実施した。この取り組みは、全国の国立大学病院では初のものである。
- ・平成23年度に治験管理センターを改組して、治験管理部門、コーディネーター部門、臨床研究管理部門からなる「臨床研究開発センター」を設置し、臨床研究支援体制の整備を行った。

【平成27事業年度】

- ・若年がん患者の卵巣凍結保存を実施し、妊孕性を温存する治療（臨床研究）を開始した。

(遺伝子多型解析オーダーリングシステム)

- ・平成27年度の測定患者数（測定件数）は338人（338件）と、平成26年度の50人（90件）を大きく上回った。

(臨床研究支援体制の強化)

- ・臨床研究の重要度が高まる中、研究の質の確保とともに、研究不正防止のため学長のリーダーシップによるガバナンスを強化した。臨床研究開発センターへの教授配置（平成27年4月）に引き続き、助教2名増員及び3部門体制から5部門1室体制への改組等、臨床研究中核病院認定に向けた整備を行った。

また、研究者への教育プログラムを大きく見直し、疫学、ヒトゲノム、質的研究、再生医療関連プログラムの追加等内容の充実を図り、地域医療教育研究拠点の活動拠点である東近江総合医療センターとも中継研修を開始した。

更に、臨床研究教育用DVDを作製し、それを使用した教育セミナーを滋賀県下のみならず、京都、東京と全国規模で展開した。

(3) 診療面

【平成22～26事業年度】

- ・患者サービス向上委員会の院内ラウンド、患者からの意見、患者満足度調査、モニターズクラブ・ボランティア活動者会議等からの意見等により、待ち時間の短縮、身体障害者専用駐車場の拡充、アメニティ施設の充実を実施し、改善状況をホームページや院内ディスプレイで案内している。
- ・平成23年度から入院相談支援体制を強化し、入院前の持参薬チェック、円滑な退院調整の推進及び福祉相談、がん相談機能を強化するため医療ソーシャルワーカー、事務補佐員を増員するなど患者支援センター機能を充実させた。

また、IT化による病診連携の強化を図ったことにより返書機能を充実させ、全ての紹介医療機関に診療報告を行うこととした。

- ・平成25年に学際的痛みセンターを設置し、難治性の痛みに対する集学的治療として、他職種連携による体と心の痛み緩和の治療を開始した。
- ・平成25年3月から低侵襲医療のロボット支援手術を導入し、先進医療をめざして泌尿器科で開始した。更に、産婦人科、消化器外科、呼吸器外科でも臨床研究を実施した。
- ・平成26年に前立腺癌小線源治療学講座（寄附講座）を設置し、そこでの密封小線源療法には全国から治療を求めて患者が集まっている。
- ・そのほか特徴的な高度医療として、眼科では網膜硝子体手術、循環器内科ではカテーテルアブレーションを使用した不整脈治療、心臓血管外科では大動脈センターを設置し、大動脈瘤や解離等の高度救命治療を実施しているほか、チーム医療体制を更に強化し、集学的医療を提供できる体制整備を推進している。

【平成27事業年度】

(患者サービスの向上)

- ・医学部附属病院の最新の医療・各診療科の活動状況を掲載した「滋賀医科大学医学部附属病院の最新治療がわかる本」を出版し、県内外の書店で販売するとともに関連医療機関に配布し、当院の活動状況をアピールした。

(臨床工学部の診療体制充実とICUの医療体制強化による救命救急医療の充実)

- ・臨床工学部の診療体制強化のため臨床工学技士4名を増員した。このことにより当直体制が可能となった。また、更なる診療体制の充実に向け、夜勤体制の開始等についての検討を行い、平成28年4月から実施することとなった。
- ・術後の患者がスムーズにICUに入室できるよう術後入室手順を設けるなど、ICUの医療体制を強化したことにより、ICUの稼働率は、平成26年度の82.1%に対して、平成27年度は、98.4%と大幅に上昇した。
- ・平成27年4月の京滋ドクターヘリ運航に伴い、超救急を要する循環器疾患の患者などを積極的に受け入れた。(19件)
- ・救命救急医療の充実を図るため、病院群輪番制への参画について滋賀県と協

議を行った結果、平成 28 年 4 月から参画することとなった。

(ハイブリッド手術室の完成によるTAVIの成功)

- 高性能放射線透視装置を備え付けた手術室が完成し、高画質の放射線画像を見ながらの手術が可能となり、滋賀県内で初めて経カテーテル大動脈弁置換術 (TAVI) を実施した。

(チーム医療体制の強化)

- 口腔ケアチームの更なる機能強化及び効率的な周術期口腔管理体制の整備を図るため、歯科衛生士 1 名の増員を行った。その結果、周術期口腔機能管理料の算定件数は、平成 26 年度 779 件に対して、平成 27 年度は、2,199 件と大幅な増となった。
- 集学的医療を提供するチーム医療活動を積極的に推進した。

- ①感染防止対策加算 1 : 11,554 件
- ②糖尿病透析予防指導管理料 : 146 件
- ③呼吸ケアチーム加算 : 52 件
- ④栄養サポートチーム加算 : 2,985 件
- ⑤フットケア外来患者数 : 299 件
- ⑥緩和ケア介入件数 : 2,265 件
- ⑦褥瘡患者管理数 : 4,540 件

(難病拠点病院)

- 4 月から滋賀県難病医療連携協議会の運営を本院が担当することとなり、療養生活の支援を行うため難病医療コーディネーターを配置した。また、運営会議、難病拠点病院・協力病院・各圏域の保健所との意見交換、難病医療従事者研修会を実施するなど、協議会の運営、関係機関への情報提供、従事者への研修会を実施した。

(4) 運営面

【平成22～26事業年度】

- 平成 22 年 5 月に病院情報システムと院内ネットワークシステムを更新し、システムのセキュリティを向上した。また、院内で使用できる USB メモリを登録制から生体認証可能なものに限定し、更にセキュリティを向上させることとした。
- 安全管理体制の充実のため、リスクマネジメントの啓発活動として、医療安全研修、感染予防対策研修の開催回数を増やしたほか、DVD 研修実施により、受講率は大幅に増加した。(平成 26 年度 医療安全 99.8%、感染予防 99.7%)
- 診療の質向上と活性化を図るため、DPC 分析システムを用いた診療の質評価の体制を整備し、分析を開始したほか、国立大学病院長会議において取り纏められた病院評価指標の 40 項目と本院独自の医療の質を表す 21 項目を加えたものを「医療の質についての指標 (QI)」として、附属病院ホームページで公開する等、情報共有と周知の徹底を図った。

- 診療科別原価計算方式等による評価を行い、その評価結果に基づき各部署に対してインセンティブを付与し、活性化を図る取り組みを行っている。
- 医療情報システムデータや物流管理システム等を活用し、本院の経営資源の整理・分析を行い、人員計画及び医療機器・装置マスタープランを作成した。また、病院長及び今後を担う中堅世代の医師・メディカルスタッフで構成する「病院の戦略を語る会」において、コスト削減に関するタスクフォースを発足し、支出削減計画を作成した。
- 平成 25 年度に日本医療機能評価機構の審査を受審し、更新認定を取得した。

【平成27事業年度】

(国立大学病院管理会計システム：HOMAS 2 の活用に向けて)

P 47 【平成26年度評価における課題に対する対応】を参照

(地域医療教育研究拠点の活動拠点の充実)

P 13 (3) 地域医療支援将来構想の策定とその実績【平成27事業年度】「・」の一つ目 を参照

(病院収支改善に向けた取り組み：強化項目、ラウンドによる改善、後発医薬品)

P 27-28 平成27年度計画【45-1】の判断理由を参照

P 28 平成27年度計画【45-2】、【45-3】の判断理由を参照

2. 業務運営・財務内容等の状況

○業務運営の改善及び効率化

【平成22～26事業年度】

P 25 1. 特記事項【平成22～26事業年度】を参照

【平成27事業年度】

P 25-26 1. 特記事項【平成27事業年度】を参照

○財務内容の改善 =コスト意識の定着=

【平成 22～26 事業年度】

P 30 1. 特記事項【平成22～26事業年度】を参照

【平成 27 事業年度】

P 30 1. 特記事項【平成27事業年度】を参照

○自己点検・評価及び情報提供

【平成 22～26 事業年度】

P 34 1. 特記事項【平成22～26事業年度】を参照

【平成 27 事業年度】

P 34 1. 特記事項【平成27事業年度】を参照

○その他の業務運営に係る重要事項

【平成 22～26 事業年度】

P 41 1. 特記事項【平成22～26事業年度】を参照

【平成 27 事業年度】

P 41-42 1. 特記事項【平成27事業年度】を参照

3. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況

(1) 教育研究組織の再編成等

【平成 25～26 事業年度】

○学長のリーダーシップの下、教育の質の向上に向け、以下の教育研究組織の再編を実施した。

- ①国際基準に対応した医学教育認証制度への対応及び卒前・卒後のシームレスな教育研修制度を構築するため、臨床教育講座を開設し教授（厚生労働省臨床研修審査専門官の経歴を有する者）を配置した。
- ②地域医療支援及び滋賀県下の医療実態を見据えた医師の要請と確保に引き続き貢献するため、総合内科学講座及び総合外科学講座の寄附講座を、寄附終了後も本学臨床医学講座として継承した。
- ③博士課程では、各研究領域を横断した総合的な教育・研究体制を編成し、他分野との学際的な人材育成を目指すため、平成 26 年度から 5 専攻を 1 専攻に改組した。
- ④神経難病研究推進機構における認知症に対する先制医療開発プロジェクトを推進するため、分子神経科学研究センターとMR医学総合研究センターを統合し、機構組織内の見直しを行った。

【平成 27 事業年度】

- ①分子神経科学研究センターの神経難病研究センターへの改組と内科学講座（神経内科）の新設を軸として、本学の強みとする認知症・神経難病研究、疫学研究、サルを用いた研究を融合させた神経難病研究推進機構を有益に稼働させることとし、認知症をはじめとする神経難病において体系的な教育研究体制構築の設計準備を完遂した。
- ②管理運営組織規程に規定する組織として「地域医療教育研究拠点」を設置、これに基づき、JCHO 滋賀病院に活動拠点を置き、平成 28 年度から医学科 5 年生の臨床実習を開始することとした。

(2) 学長のガバナンス機能強化

【平成 25～26 事業年度】

○戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制構築のため、以下の取組

を行った。

- ①学長のガバナンス機能強化を図るため、学内規程の見直しを行い、規程改正を行った。（平成 27 年 4 月 1 日施行）。
- ②研究活動における不正行為を防止する体制整備・強化を図るため、以下の取組みにより臨床研究支援体制を強化した。
 - ・臨床研究コーディネーター等 3 名を増員したほか、データマネージャーの内部育成を開始した。
 - ・利益相反マネジメント体制強化として、従前の申告書提出に加え、臨床研究と治験を申請する際に、研究課題ごとに「臨床研究・治験に関する利益相反自己申告書」を提出することとし、疑義が生じた場合は利益相反マネジメント部会が審査することとした。
 - ・コンプライアンス教育として、臨床研究倫理に関わる研究者の認定制度（研修受講（年 2 回以上）による認定の義務化）を構築し実施したほか、研究倫理研修用コンテンツを制作した。
 - ・研究者の支援体制整備として、臨床研究支援クラウドや各種システムを導入した。

【平成 27 事業年度】

- ①医学科カリキュラムの改革（国際基準対応、卒前・卒後のシームレスな教育研修制度）を推し進めるため、学長補佐（教育改革）を配置した。
- ②臨床研究開発センター機能を高めるため、人材の増員・充実を図った。
 - ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）勤務経験者を専任教授として配置
 - ・助教 2 名を新規増員配置
 - ・医療機器メーカーの臨床開発経験者を臨床研究のモニタリング担当として新規採用
 - ・臨床研究開発センターの組織を、改定倫理指針に対応でき、更には臨床研究中核病院を目標とした内容に改組した。

(3) 人事・給与システムの弾力化の拡充

【平成 25～26 事業年度】

○人事・給与システム改革を実施した。

- ①看護師の確保や処遇改善に資するため、退職手当相当分を賞与に特別手当として加味して支給する特例看護職員制度を新設した。（平成 26 年度選択者：89 名の採用者のうち 74 名（83.1%））
- ②診療情報管理士資格を有する職員や病院の医療情報、病院経営分析など専門性が高い職務に従事する職員をスペシャリストコース適用者とし、一般職員より高く設定した基本給表の適用を開始した。
- ③優秀な研究者を確保し、大学の活性化につなげることを目的として、常勤教員に対する年俸制を導入した。

【平成 27 事業年度】

- 多様な人材確保を目指した教職員の柔軟な勤務形態や給与体系を構築した。
- ①クロスアポイントメント制度を新規導入し、1名に適用した。
 - ②平成27年度の年俸制適用教員が31名となり、計33名に拡大した。
(退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員314名 対年俸制適用教員の比率：10.5%)

(4) グローバル化に向けた取組

【平成 25～26 事業年度】

- ①医学科4年生が海外自主研修を行っており、これを支援する奨学金制度「医学系学生特別海外渡航助成」（本学卒業生からの寄附により編入学生を除く他大学を卒業した者を対象にした制度）を設立した。
- ②看護学科では海外研修及び成果発表は「看護研究」の単位として認定している。
- ③大学院教育等の更なる国際化を図るために、以下の特任教授を配置した。
 - ・アジア疫学研究センター：バージニア大学 ロバート・アボット氏
 - ・分子神経科学研究センター：ブリティッシュコロンビア大学 スティーヴン・ヴィンセント氏
- ④文部科学省の博士課程教育リーディングプログラム「アジア非感染性疾患（NCD）超克プロジェクト」では、協定校特別選抜枠を設け、協定校からの博士課程学生が入学した。また本プログラムでは、海外からの客員教員の講義を多数計画し、グローバルリーダーの養成に努めている。
- ⑤海外協定校の推薦があった大学院生や若手研究者等を留学生として受け入れ滞在費等を支援した。平成25・26年度において学術交流協定締結機関を4機関追加した。
- ⑥外国人研究者や留学生に対する支援を強化するため、国際交流支援室に語学が堪能な専任職員（主査）を配置した。
- ⑦交流協定校4校から医学部長等11名の研究者を迎えて国際シンポジウムを開催したほか、マレーシア国民大学医学部との「高齢者の認知機能」に関する共同研究の推進について協定を締結した。
- ⑧アジア疫学研究センター・心臓血管外科・呼吸循環器内科と交流があったバングラデシュ国立心臓財団病院とバングラデシュの医療レベル向上に貢献するために平成27年2月学術交流協定を締結した。脳外科の分野では、インドネシアにおいて、新たに現地に設立された国立脳センターへ技術協力などのため本学附属病院脳神経外科の医師及び看護師が現地に赴き、平成26年12月に学術交流協定を締結した。

【平成 27 事業年度】

- ①医学科では、海外自主研修（正課）で32名中20名が協定校にて研修を行った。（28.3.31現在、国際交流協定締結機関は、11か国、21機関となつ

た。）

- ②看護学科では、4年生の学生3名が、協定校であるマレーシア国民大学で海外研修を実施するとともに、マレーシア国民大学看護学科から学生3名を研修生として受け入れ、附属病院看護部と共同し、相互交流を促進した。
- ③文部科学省グローバルアントレプレナーシップ事業に平成26年度に採択され、平成27年度はオタワ大学及びBIO International Conventionに本学学生及び教員8名が訪問し、アントレプレナーシップについての知見を得た。
- ④博士課程教育リーディングプログラムに在籍する大学院生（2年生）が海外の研究機関等において研修を行った。
- ⑤分子神経科学研究センターでは、マレーシア国民大学と共同でマレーシア高等教育省のグラントを取得し、アルツハイマー病に関する国際共同研究を実施しているが、平成27年6月にマレーシアのクアラルンプール市において第1回抗酸化物質と変性疾患に関する国際会議を開催し、研究成果を発表した。
- ⑥脳神経外科では、インドネシア大学およびインドネシア国立ブレインセンターの脳神経外科との合同症例検討を行い、臨床的指導を継続している。また、平成28年3月にインドネシアを訪問し、疫学関連の会議と調査を行った。

(5) イノベーションの担い手を育成する取組

【平成 25～26 事業年度】

- ①滋賀県産業支援プラザとは、これまで高度先進医療を実現する診断・治療技術の開発プロジェクトの推進や、本学と立命館大学との医と工の研究資源と医療福祉分野における新事業創出を目指す中小企業の技術力を活かすための研究開発を進めるなど地域社会の発展に協力・貢献してきたが、更にその関係を深め、研究成果等のシーズを地域産業へ活用、地域社会の産学官連携活動に資する人材育成等を行うため、協力推進に係る協定を締結した。
- ②医工連携に特化した iKODE プログラムが文部科学省のグローバルアントレプレナー人材育成（EDGE）事業に採択され、オタワ大学教授のアンソニー・クランティス氏を招聘し講義を開講する等、国内外の大学（ハーバード大学、立命館大学、慶応義塾大学）や大学発ベンチャー企業などと共同で、講義、ワークショップ、インターンシップを実施している。

【平成 27 事業年度】

- ①文部科学省グローバルアントレプレナー事業に平成26年度に採択された「医・工・デザイン連携グローバルアントレプレナー育成プログラム（iKODEプログラム）」を充実させて大学院医学系博士課程学際的医療人コ

ースの選択必修科目とした。また、iKODEプログラムの一環として、大学院生2名を選抜し、カナダのオタワ大学における研修に参加させた。

- ②地元企業からの要望を取り入れて iKODE プログラムを充実させた結果、昨年度の約3倍にあたる32名(学内12名、学外20名)が iKODE プログラムを受講した。将来的に、自己の研究成果を実用化するための活動を牽引できる人材の育成を行った。

項目別の状況

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ① 人材育成戦略の策定と実施に関する目標

中期目標	教育・研究・診療の活性化に資する創造的で有能な人材の育成を行う。
------	----------------------------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト		
		中期	年度		中期	年度	
【33】組織の将来を見据えた人員計画を策定し、それに基づく採用を実施する。		IV	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 本学が重点的に取り組む領域に特任教員の配置を行うとともに、病院運営にかかる中長期の人員計画を策定し、計画的に採用を行った。また、それらの効果について、役員会で検証した。	/	/	
	【33-1】第 2 期中期計画期間における人員計画に基づく採用について検証を行い、第 3 期中期計画期間における人員計画を策定する。			III			(平成 27 年度の実施状況) 【33-1】 平成 26 年度に実施した看護師及び放射線技師の増員についての検証を 11 月の役員会で行った。病院運営にかかる第 2 期中期計画期間における人員計画実績を踏まえ、第 3 期中期計画期間における人員計画に基づき年度毎に実施することとした。これに基づき、平成 28 年度に歯科衛生士 1 名及び臨床検査技師 2 名の増員並びに薬剤師 2 名、視能訓練士 2 名及び臨床検査技師 2 名の常勤化を決定した。
	【33-2】本学の強化領域である臨床研究開発センターへの重点的な人員の配置等を行う。また、学内全体の特任教員の配置の見直しを行う。			IV			【33-2】 P25 1. 特記事項 【平成 27 事業年度】「○強化領域への人員配置と組織改革として、以下を実施した。」【33-2】を参照
【34】教職員の能力開発と研修事業を実施する。		III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 教職員の能力開発に資するため、海外研修事業、職階別の研修などを実施するとともに、学外研修に積極的に参加させるなど、教職員のキャリアアップ支援を行った。また、毎年 1 回、大学を支える人材を育む研修を実施し、各年ともに役員、教職員約 100 名が参加し、教職協働の推進を図った。 事務職員とメディカルスタッフが海外での研修を開始し、30 人が参加した。	/	/	
	【34-1】引き続き、大学を支える人材を育む研修を実施し、教職協働の意識付けの向上を図る。また、能力開発のための			III			(平成 27 年度の実施状況) 【34-1】 平成 28 年 2 月に大学を支える人材を育む研修を実施し、役員及び教職員計 96 名が参加した。異なる職種の職員同士が意見交換を行い、交流し、教職協

	<p>研修に積極的に参加させる。</p>		<p>働を進めるうえで有意義な機会となった。 ・教職員の能力開発のため、学内外の研修に積極的に参加を呼びかけ、他大学や人事院、国立大学協会及び全国国立大学病院事務部長会議等が主催する研修に積極的に参加させた。</p>	
<p>【35】 教職員の成長のために、人事評価制度の構築と運用及び評価システムの再評価・リモデリングを実施する。</p>	<p>【34-2】 事業評価を踏まえて、それぞれの教職員層に応じた海外研修事業を実施する。</p>	III	<p>【34-2】 メディカルスタッフと事務職員が海外研修事業として、放射線部及び看護部の医療技術職員がベトナム、アメリカ合衆国での医療技術に関する研修を行い、事務職員は、11月にハワイ東海国際大学でグローバル体験学習を行った。</p>	
	<p>【35-1】 教員の評価制度と年俸制の関連を含めて運用を確立する。また、非常勤職員を対象とした人事評価を実施する。</p>	III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 教職員の人事評価制度の検証を行い、面談の実施、評価結果の被評価者へのフィードバック、事務部門職員への目標管理制度の導入等、評価システムの再評価・リモデリングを実施した。</p> <p>(平成 27 年度の実施状況) 【35-1】 年俸制適用教員にかかる業績評価を公正に実施するため、業績評価実施要項を制定した。 ・平成 27 年度より、新たに、事務部門の非常勤職員を対象とした人事評価を導入し、実施した。</p>	
			<p>ウエイト小計</p>	

- 1 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ② 組織戦略の策定と実施に関する目標

中期目標
 学長のリーダーシップのもと明確な組織戦略を策定し、社会に開かれた大学運営を目指す。
 大学資源（人材・施設設備・資金）を効果的かつ戦略的に投入し成果の最大化を目指す。
 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人員削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【36】各理事は学内外からの提言や助言を受け組織戦略を策定し、適切に大学運営に生かす。		III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 経営協議会、学外有識者会議、全学フォーラム、監事監査、HP 上の「大学改革提案箱」などに寄せられた学内外からの意見・提案などの全てについて検討し、結果を HP 上で公開している。具体的な改善事項として、学内保育所の病児保育開始や構内歩道の段差解消など、大学運営に反映した。	/	/
	【36-1】学内外からの意見や提言に対して積極的に対応し改善等を図るとともに、その対応や結果を学内外に公表する。			III		
【37】役員会での課題を全学で共有し、構成員が一体となり透明感のある大学運営を推進する。		III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) P25 1. 特記事項【平成 22～26 事業年度】「○全学的な課題を学内構成員で共有し、一体感を醸成するため、以下の取り組みを行った。」【37】を参照	/	/
	【37-1】全学メールや学内ホームページの役員会だより TOPICS により、学長及び理事から学内構成員への情報発信を積極的に行う。引き続き、全学フォーラムを開催し、役員と教職員との情報の共有を図るとともに、優れた意見等を大学運営に活かす。			III		
【38】多様な人材を確保するため、教職員の柔軟な勤務形態や給与体系の構築に取り組む。特に、適切な業績評価の仕組みを整備し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員の10%以上を目標として、年俸制を促進する。		III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 平成 27 年度からの新規計画のため該当なし	/	/
	【38-1】大学の機能強化を推進するため、教職員の柔軟な勤務形態や給与体系の構築に取り組むとともに、年俸制に対する教員の理解を進め、また、適切な業績評価の仕組みを整備し、年俸制適用教員を拡大する。			III		

<p>【39】 戦略的目標と整合性のある短期的、長期的な人員計画、施設整備計画及び財政計画を策定し、実行状況を把握しながら定期的な見直しを実施する。</p>	<p>【39-1】 第3期中期計画期間を見据えて、人員計画、施設設備計画、医療機器整備計画に基づき財政計画を策定する。</p> <p>【39-2】 収支の動向を継続的に把握し、逐次必要な対策を講じる。</p>	<p>III</p>	<p>(平成22～26年度の実施状況概略) 毎年度、戦略的目標を踏まえた人員計画、施設整備計画、医療機器整備計画、教育研究設備整備計画を基に、短期的、長期的な財政計画の策定を行った。短期的な財政計画については四半期毎に、長期的な財政計画については毎年度点検を実施し、計画の進捗状況に応じた見直しを行った。</p>	
<p>【40】 学長のリーダーシップの下で、教育研究組織の再編を行うとともに、既存の学内資源配分方針を総点検し、また、学長裁量経費による事業を計画・実施する等、学内資源の再配分等をより戦略的・重点的に行う。</p>	<p>【40-1】 学長のリーダーシップの下で、教育研究組織の再編を実施する。</p> <p>【40-2】 学長のリーダーシップの下で、学長裁量経費による事業を計画・実施する等、学内資源の再配分等をより戦略的・重点的に行う。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成22～26年度の実施状況概略) 平成27年度からの新規計画のため該当なし</p>	
<p>【41】 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>(平成25年度に実施済みのため、平成27年度は年度計画なし)</p>	<p>IV</p>	<p>(平成22～26年度の実施状況概略) 国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成22年度までに7.9%の人件費削減を行った。人件費改革については、平成25年度まで継続して実施し、平成17年度人件費の11.4%の削減となった。</p>	
			<p>ウエイト小計</p>	

1 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ③ 業務効率化戦略の策定と実施

中期目標 大学の更なる活性化を目指し、新たな業務やサービス創成にも柔軟に対応できる組織を構築し、効率的な管理運営を推進する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【42】事務職員等を戦略的に配置するとともに、キャリア形成の道筋を提示し、組織力の強化を図る。		IV	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) P 25 1. 特記事項【平成 22～26 事業年度】「○事務職員の積極的な活用・キャリア形成を図る仕組みとして、事務職員のキャリアマップを策定した。」【42】を参照	/	/
	【42-1】スペシャリストコース人材の活用を含めて、事務組織の検証を進め、戦略的事務組織への改組を行う。			III		
【43】業務を効率化の観点から見直し、電子化・ペーパーレス化等の更なる推進を図る。		III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 効率化の観点から、外部コンサルタントと共同で業務の点検を行い、業務改善テーマを抽出した。 更に、業務改善テーマの中から Web 就業管理システム（事務部門）の導入を決定し、給与処理日数の短縮、出勤簿や休暇簿の廃止など効率化やペーパーレス化を図った。	/	/
	【43-1】業務改善テーマの効果の検証結果をもとに、Web 就業管理システムの適用拡大等を行う。			III		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成22～26事業年度】

- 大学の将来を見据えた人事計画により、以下を実施した。【33】
 - ・重点的に取り組む領域に特任教員を配置
 - ・病院運営にかかる中長期の人員計画の実施とその効果の検証
- 教職協働の意識付けの向上を図るため、毎年1回、大学を支える人材を育む研修実施。役員、メディカルスタッフを含む教職員約100名が参加。【34】
- 経営協議会、学外有識者会議、全学フォーラム、大学改革提案箱などの学内外からの意見・提言を受け、以下を実施した。【36】
 - ・学内保育所の病児保育の開始
 - ・構内歩道の段差を解消
- 全学的な課題を学内構成員で共有し、一体感を醸成するため、以下の取り組みを行った。【37】
 - ・「全学フォーラム」を毎年2回開催し、役員・学内構成員が重要課題について直接対話による意見交換を行った。
 - ・学内ホームページに重要会議の議事録、監事監査指摘事項やそれへの対応を公開し、役員会の特設ページ「役員会TOPICS」で主要事項等を速報した。
 - ・学長ブログを開始し、学長からのメッセージを内外にリアルタイムで発信するとともに、それに対するコメントを受け付けることとした。
- 事務職員の積極的な活動・キャリア形成を図る仕組みとして、事務職員のキャリアマップを策定した。【42】

新たな業務やサービス創成にも柔軟に対応できるキャリア形成の道筋を提示した。これにより、スペシャリストコース人材について、その専門的知識の向上と活用を図るための戦略的な配置が可能となった。更に、スペシャリストコースに適用する高額に設定した基本給表を作成し、意欲の向上と責任感の醸成を図った。
- 業務の効率化を図るため、外部コンサルタントを活用した業務の点検を行い、業務改善テーマを抽出し、Web就業管理システム（事務部門）を導入し業務効率化及びペーパーレス化を図った。【43】

【平成27事業年度】

- 強化領域への人員配置と組織改革として、以下を実施した。【33-2】
 - ・臨床研究開発センターに臨床研究を推進するため、人材の増員・充実を図った。
 - ①独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）勤務経験者を専任教授として配置
 - ②助教2名を新たに配置
 - ③医療機器メーカーの臨床開発経験者を臨床研究のモニタリング担当として新たに配置
 - ④臨床研究中核病院承認要件を参考にした組織改編
 - ・特任教員の配置を見直し、教育実習指導担当の特任教員（1名）を診療科所属から臨床教育講座に配置換えし、臨床教育体制の充実を図った。
- 役員と学内構成員との対話の機会である「全学フォーラム」で学内構成員からの発表を行ったところ活況を呈し、役員との距離が縮まった。【37-1】
- 多様な人材確保のため、以下の柔軟な勤務形態や給与体系を構築した。【38-1】
 - ・クロスアポイントメント制度を導入し、1機関と協定を締結し1名に適用した。
 - ・平成27年度の年俸制適用教員が31名となり、計33名となった。
(退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員314名 対年俸制適用教員の比率：10.5%)
- 学長のリーダーシップの下、以下の教育研究組織の機動的な再編を実施した。【40-1】
 - ・分子神経科学研究センターの神経難病研究センターへの改組と内科学講座(神経内科)の新設(教授配置)を軸とした認知症をはじめとする神経難病において体系的な教育研究体制を構築することを決定した。
 - ①分子神経科学研究センターを神経難病研究センターに改組
 - ②内科学講座(神経内科)の新設(教授配置)
 - ③神経難病研究推進機構を改組(認知症・神経難病研究、疫学研究、サルを用いた研究を融合)
 - ・地域医療を担う医師への教育及び地域医療を担う医師の養成と確保に関する研究のため設置した「地域医療教育研究拠点」の二つ目の活動拠点となったJCHO滋賀病院に、平成28年度から医学科5年生の臨床実習を実施することとした。

○学長裁量経費を確保し、戦略的・重点的な事業を支援した。【40-2】

・改革加速期間の最終年度であることを踏まえ、財政面における学内のマネジメント機能を高める観点から、学内資源配分を見直し学長裁量経費を前年度費で1億1千万円増の2億円とし、戦略的・重点的な以下の事業を支援した。

- ①学長のリーダーシップのもと本学の戦略に基づき、本学の特徴的な研究分野である「サル研究プロジェクト」、「がん研究プロジェクト」、「神経難病研究プロジェクト」、「MR 医学研究プロジェクト」、「生活習慣病研究プロジェクト」について事業を公募し、47件の応募から10件を支援した。
- ②基礎と臨床融合の研究について公募し、13件の応募から2件を採択して支援した。
- ③大学院生を含む若手研究者の独創的な発想に基づく萌芽的研究を公募し、73件の応募から25件を支援した。

2. 共通の観点に係る取組状況

【平成25～27年度の状況】

○戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。

1) 学長裁量の予算、定員、人件費を確保し、中期計画・年度計画に基づいた戦略的・重点的な取組や組織改革に対し機動的に配分し、教育・研究・診療活動の活性化に向けた業務執行を可能とした。また、業務運営の向上を図るため事務組織の改革に着手した。

- ①学長裁量経費を確保するために、学内予算を見直すとともに、自己収入増や節約の取組を推進した。
- ②教員ポストのプールを学長が管理するとともに、新規増員・定員ポストの上位流用等は学長案を役員会に諮り学長が決定した。

【具体事例】

- ・ P20 中期計画【33】（特任教員の重点配置）
平成27年度計画【33-1】病院職員の中長期人員計画
- ・ P24 年度計画【42-1】（事務組織の改革）
- ・ P25-26 1. 特記事項【平成27事業年度】【33-2】【40-1】【40-2】
（組織改革、重点支援）
- ・ P30 2. 共通の観点 1）、2）、4）（経費削減、自己収入増）

○外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。

1) 外部有識者の積極的活用

・経営協議会委員からの提言を受け、以下の改善等を実施した。

- ①大学の財務状況をより一層広く知ってもらうようにとの提言を受け、財務状況資料を掲載した活動実績ダイジェスト（本学の一年間の活動実績

をまとめた冊子）の送付先に県議会を加えた。

- ②コンプライアンス、リスクマネジメントに関し、研修のみではなく具体的な業務遂行に及ぶようにとの提言を受け、内部統制システム稼働による推進責任者からの統括管理責任者への報告を定例化した。
- ③特定業務職員制度の創設案では、職能給であることの根拠を示すべきではないかの提言により、職能給となる制度設計に改善することとした。

2) 監査機能の充実

・監査体制の更なる充実を図り、研究不正の再発防止に向けた周知徹底を実施した。

- ①不正の発生するリスクが高いと思われる研究課題の抽出は、リスクアプローチ監査の手法で行い、日常、執行状況を管理する部署からの意見を参考に、リスクに対する情報入手に努め、多視点からの監査を実施した。また、ヒアリングにおける研究者からの要望や疑問点については、事務部門担当者と協議し、速やかに対応した。更に、監査上検出された問題点に対し、ルールの確認と明確化を図るために、事務部門に対するヒアリングを複数回実施し、改善提案を行った。
- ②改善提案を行った事項の改善状況を確認するため、フォローアップを実施した。また、事務部門と監査部門及び監事提案事項についてヒアリングを行い、更なる改善に向けてのディスカッションを行った。
- ③監査対象以外の事項について、不正の発生するリスクが高いと判断したものについては、抜き打ち監査を行い、研究者等に事実確認と注意・指導及び検証を行い、不正の発生防止に努めた。
- ④内部監査、監事監査は、役員会において、報告、対応策の検討、改善措置の実施状況の点検・検証を行った。
- ⑤会計監査人による改善提案事項は四者協議会（監査法人、学長、監事及び監査室）で意見交換を行い、対応状況は監査室が取りまとめ監査法人へ報告し、四者協議会で改善状況の検証を行った。
- ⑥平成25年度に臨床研究に関する利益相反問題が表面化したことに対し、利益相反マネジメント部会が中心となり関連部門（倫理委員会、臨床研究開発センター等）とも連携しつつ、臨床研究に関する適切な利益相反マネジメント体制を確立した。更に、平成27年度に産学官連携リスクマネジメント部門に専任者（特任教授）を配置し、CT-portal 利益相反システム構築に着手した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ① 収益力向上戦略の策定と実施に関する目標

中期目標	自主財源の確保・拡充に向けた対策を実施する。
------	------------------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	
		中期	年度		中期	年度
【44】 大学活動を更に充実させ、医学・医療の発展に寄与するため、支援組織等からの応援を含めた基金等の創設など、全学的な寄附金戦略等を実施する。	【44-1】 学長及び各理事が中心となり募金活動を推進する。	III	III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 学生の教育支援等を目的に「滋賀医科大学わかあゆ夢基金 -SUMS プロジェクト 2010-2015 実現を目指して-」募金活動推進委員会を設置し、事業計画に沿って趣意書等を作成した。病院長が関連病院 42 施設（県内 36 施設、県外 6 施設）、経営等担当理事が 4 企業、学長補佐が 2 企業に対して寄附金活動を行った。平成 27 年 3 月 31 日現在における累計額は約 5,431 万円（計 840 件）。		
		III	III	(平成 27 年度の実施状況) 【44-1】 平成 27 年度寄附金受入金額は、約 998 万円（計 23 件）で、累計額は約 6,429 万円（計 863 件）。		
【45】 病院再開発を契機とした診療の効率化を進め、毎年診療関連データの目標値を設定し、その達成に向けた取組と四半期ごとの分析による安定した病院運営にあたる。	【45-1】 消費税増税による影響を鑑み、病院収支改善を目指し、病院経営指標の目標値を設定し、その達成に向けた取組を進める。	IV	IV	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 病院経営指標として診療費用請求額、病床稼働率、平均在院日数、診療単価等の目標値に加え、新たな経営指標として ICU 新入室患者数、麻酔医関与と手術件数、後発医薬品採用率など 17 項目について、目標値を設けて取組を実施した。 また、統計分析資料を毎月作成し、診療科・病棟に配布し、周知を図るとともに、上半期実績については、病院管理運営会議や診療科長等会議において報告を行い、改善を促した。 平成 26 年度において、目標値に達成していなかった病床稼働率について、病院長ヒアリングにおける協力依頼と、個別面談、病床再編を行い目標対比△0.5%とし、ほぼ目標を達成できた。更に、診療コストに対する意識向上、効率的な病院経営を目指し、平成 27 年 2 月に病院経営に関する院内サイト「経営 net」を開設し、収入・支出に関する各種情報を掲載し、学内構成員が随時確認できるようにした。		
		IV	IV	(平成 27 年度の実施状況) 【45-1】 消費税増税による影響を鑑み、一層の病院収支改善を目指し、病院経営指標 17 項目と目標値の設定を行った。 11 月の院内関係会議において、上半期実績を取りまとめ報告するとともに、目標値に達していない項目のうち 4 項目（稼働率、ICU 新入院患者数、紹介率・逆紹介率、救急車搬入患者数）を下半期における強化項目として取り組んだ結果、17 項目のうち 13 項目で目標を達成することができた。特に診療費		

	<p>用請求額については、208 億円となり、当初目標の 197 億円を、大幅に超える結果（11 億円の増）となった。</p>		
<p>【45-2】診療科別原価計算及びDPC データ等を分析し、診療の効率化、収支バランスの適正化を図ることを目的に各診療科と意見交換を実施する。</p>	<p>III 【45-2】 診療の効率化、収支バランスの適正化を図ることを目的に、1 か月半にわたり全診療科等と病院長との意見交換を実施した。 意見交換会の内容及び各部署からの要望は、関係部署への周知及び各種会議で報告した。要望について、病院長の院内ラウンド時の現状視察を参考に優先度を決定し、改善を行った。</p>		
<p>【45-3】後発医薬品の採用比率は、品目数ベース 15%以上、数量ベース 50%以上を目指す。病院内における高コスト要因を経営企画室において厳密に評価し、収支バランスの更なる改善を図る。</p>	<p>IV 【45-3】 平成 27 年度中に新たに採用した後発医薬品数は 32 品目となっており、品目数ベースで占める割合は 17.0%となり、平成 27 年度当初の目標である 15%以上を上回った。また、数量ベースについても 67.3%と平成 27 年度当初の目標である 60%以上を上回った。</p>		
		<p>ウエイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② コスト効率化戦略の策定と実施に関する目標

中期目標 コスト意識を徹底し、教職員全体から削減施策を募りつつ更なるコスト削減に挑む。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	
		中期	年度		中期	年度
<p>【46】 トップダウンとボトムアップの面からコスト意識の徹底を呼び掛けその体制を強化し、社会変動要因を分析した上で、一般管理費比率や医療材料費比率等の目標数値を年度ごとに設定し、その達成に向けた取組を推進する。</p>	<p>【46-1】 役員会で一般管理費比率や医療材料費比率等の目標数値を定める。教職員等から削減施策を募り、10 件以上のテーマを設定し、コスト構造改革を実行する。</p>	IV		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p>「コスト面での無駄を省き余剰資金創出」を目的に、法人化以降取り組んでいるコスト構造改革を実施し、井水浄化供給施設の運用開始（H27 年度水道料金は対H25 年度比の 74.3%）や、附属病院のアメニティ充実によるロイヤリティの確保（年平均 4,000 万円）等、財務状況の改善を図った。</p> <p>コスト構造改革に関し、前年度の評価結果と更なる改革を目指して、経営協議会への提示を行い、決定した事項と指標を役員会だより（役員会 TOPICS）に担当理事の案内文とともに掲載し、学内に周知した。</p>		
		III		<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【46-1】</p> <p>コスト構造改革に関し、前年度評価と更なる改革を目指して平成 27 年度の目標を決定し、役員会だより（役員会 TOPICS）に担当理事の案内文とともに掲載し、学内に周知した。最終の達成率は 72.7%（11 項目中 8 項目達成）となった。</p>		
				ウエイト小計		
				ウエイト総計		

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成22～26事業年度】

○学生の教育支援等を目的に「滋賀医科大学わかあゆ夢基金」を設立し、役員等の募金活動により、自己財源（平成27年3月31日現在における累計額は約5,431万円：計840件）を獲得した。【44】

○安定した病院運営に向け病院経営指標を設定し、目標値に向けた取組を実施した。目標に達していないものについて、対応策を講じ目標達成に向け努力した。これにより、診療報酬請求額は平成22年度以降右肩上がりに増えた。また、収入・支出に関する各種情報を掲載した病院経営に関する院内サイト「経営net」を開設し、学内構成員にコスト意識を醸成するため、広く周知した。

【45】

○「コスト面での無駄を省き余剰資金創出」を目的に、病院収入、一般管理費、医療費等についてコスト構造改革を実施し、以下の改善を図った。

【46】

- ①附属病院のアメニティ充実によるロイヤリティの確保（年平均4,000万円）
- ②平成26年度の井水浄化供給施設の運用の開始による水道料金の減額（H27年度水道料金は対H25年度比の74.3% [約800万円の削減]）
- ③DPC データチェックによるデータの精度向上においては、平成25～27年度の3年間で1億円強の請求漏れを防いだ。
- ④事業等の仕様見直し、競争入札等においては、平成25～27年度の3年間で1.5億円の経費削減効果があった。

【平成27事業年度】

○以下の取組により、安定した病院収益を得た。

- ・消費税増税による影響を鑑み、一層の病院収支改善を目指し病院経営指標の目標設定を行い、上半期実績において、目標値に達していない項目のうち4項目を強化項目として取り組んだ結果、17項目のうち13項目で目標を達成することができた。特に診療報酬請求額については、208億円となり、当初目標の197億円を、大幅に超える結果（11億円の増）となった。【45-1】
- ・平成27年度中に新たに採用した後発医薬品数は32品目で、平成28年4月1日現在における後発医薬品の採用比率は、品目数ベースで17%と当初の目標である15%以上を、また、数量ベースについても67.3%と、当初の目標である50%以上をそれぞれ大幅に超えた。【45-3】

2. 共通の観点に係る取組状況

【平成25～27年度の状況】

○財務内容の改善・充実に図られているか。

1) コスト構造改革の取組

・病院収入、一般管理費、医療費等について、10項目以上の取組を実施し以下について改善を図った。

1. 特記事項【平成22～26事業年度】 ○「コスト面での無駄を省き余剰資金創出」を目的に、病院収入、一般管理費、医療費等についてコスト構造改革を実施し、以下の財務状況の改善を図った。【46】を参照

2) 自己収入の増加について

・安定した病院運営に向け病院経営指標を設定し、目標値に向けた取組を実施した。目標に達していないものについて、対応策を講じ目標達成に向け努めた結果、診療報酬請求額は、右肩上がりに増加している。

①平成26年度において、目標値に達成していなかった病床稼働率について、病院長ヒアリングにおける協力依頼と、個別面談、病床再編を行い目標対比△0.5%とし、ほぼ目標を達成できた。更に、診療コストに対する意識向上、効率的な病院経営を目指し、平成27年2月に病院経営に関する院内サイト「経営net」を開設し、収入・支出に関する各種情報を掲載し、学内構成員が随時確認できるようにした。

②平成27年度は手術部における手術件数が目標値を大幅に超えたことにより診療報酬請求額の大幅な増額となった。
(診療報酬請求額：H25 195.1億円 H26 197.2億円 H27 208.0億円)

3) 定期的な経営状況の財務諸表ベースでの分析

・毎年度、戦略的目標を踏まえた人員計画、施設整備計画、医療機器整備計画、教育研究設備整備計画を基に、短期的、長期的な財政計画の策定を行っており、短期的な財政計画については四半期毎に、長期的な財政計画については毎年度点検を実施し、計画の進捗状況に応じた見直しを行っている。

①上半期及び第3四半期までの財務状況の分析結果を経営協議会及び役員会に提示し、いずれもタイムリーな財務状況を把握し、資源の再配分を行った。

4) 継続的・安定的な病院運営に向けた取組

・診療の効率化、収支バランスの適正化を図ることを目的に、1か月半にわたり全診療科等と病院長との意見交換を実施した。その内容及び各部署からの要望は、関係部署への周知及び各種会議に報告を行った。

・病院内における高コスト要因を経営企画室において厳密に評価し、収支バランスの更なる改善を図ることとし、後発医薬品の拡大による経費削減を目指した。

5) 運用益の活用状況

- ・平成27年度は、病院収入増加と経費削減に向けた取組の成果により、学内予算を補正し、病院老朽化設備の更新や校舎・病院建物のセキュリティ強化のため電子錠システム更新等を実施した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ① 目標管理システムの構築に関する目標

中期目標 目標の達成度や活動状況を適切に評価し、それを改革・改善に繋げ、大学の活性化を目指す。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【47】 戦略的目標達成のため中期目標・中期計画と連動した大学経営に係る評価指標を定め、各担当理事が主体となりその目標達成に努める。	【47-1】 大学評価指標の達成状況を定期的に確認し、分析・評価・改善を図るとともに、ホームページを通じ、学内構成員へ情報発信する。	III	III	(平成 22~26 年度の実施状況概略) 中期目標・中期計画と連動した大学評価指標を毎年 40 件程度設定し、目標達成に向けて大学の活動状況を定期的に確認している。本取組は国立大学マネジメント研究会発行「大学マネジメント」4月号(平成 22 年)で紹介された。 平成 27 年度計画を策定、役員会だより(役員会 TOPICS)に担当理事の案内文とともに掲載し、学内に周知した。		
				(平成 27 年度の実施状況) 【47-1】 大学評価指標は、平成 26 年度の総括結果を踏まえ、平成 27 年度計画を策定した。平成 28 年 2 月 9 日開催の役員会で経過状況の確認を行った。平成 28 年 6 月 6 日開催の役員会において、平成 27 年度の状況を総括した。		
【48】 中期目標・中期計画に掲げる案件あるいは重点的に投資した案件等についての諸活動を定期的に点検・評価し、その結果を改革・改善につなげる Plan Do Check Action のマネジメントサイクルを定着化させる。	【48-1】 役員会が主体となり、年度計画や戦略的重点的に投資した事項について、進捗状況を点検・評価し、対応策や改善策を検討し実施する。	III	III	(平成 22~26 年度の実施状況概略) P34 1. 特記事項【平成 22~26 事業年度】「○中期目標・中期計画達成に向け、以下の取り組みを行った。」中の【48】を参照 戦略的・重点的経費として予算措置をした事業等について、毎年度役員会で進捗状況を点検するとともに、成果の評価、課題を検討し、改善策を提案した。		
				(平成 27 年度の実施状況) 【48-1】 平成 26 年度に戦略的・重点的経費等として予算措置した事業 45 件(大学 27 件、病院 18 件)のうち病院 2 件、平成 27 年度に特別運営費交付金対象事業の 2 件(大学)について検証することを決定した。検証対象の病院 2 件を役員会(平成 27 年 11 月)で検証した結果、効果は確認できたが目標に達成しておらず、目標達成に向けた努力を行うこととなった。 大学の事業 2 件を役員会(平成 28 年 3 月)で検証し、各々事業計画どおりに実施できていることが確認された。		
				ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ② 広報戦略の推進に関する目標

中期目標 開かれた大学として社会への積極的な情報発信に努める。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【49】大学の個性や特徴を生かした戦略的な広報活動を強化する。	<p>【49-1】滋賀医科大学の認知度を高めることを目指した広報を実施する。</p> <p>【49-2】プレスリリースなど、メディア等への情報発信、マスコミとの懇談会・見学会を積極的に行う。</p>	III	III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p>本学の取組を周知するため、広報誌の発行、プレスリリース、取材対応を積極的に実施している</p> <p>また、平成 23 年度から毎年役員とマスコミとの懇談会を実施し、報道機関 7 社より参加があった。本学の活動状況等を説明後、大学の機能強化や県内の医療機関整備等に関して意見交換を行った。その際話題になった、脳卒中ネットについては、後日、取材があり、新聞等で報道された。</p>		
				<p>IV (平成 27 年度の実施状況) 【49-1】</p> <p>平成 27 年度に医学部附属病院の最新の医療・各診療科の活動状況を掲載した「滋賀医科大学医学部附属病院の最新治療がわかる本」を出版し、県内外の書店で販売すると共に関連医療機関に配布し、当院の活動状況を広く周知する機会を設けた。</p>		
				<p>III 【49-2】</p> <p>平成 27 年 11 月に報道機関（9 社が参加）と役員との懇談会を開催し、大学運営等の情報交換を行った。特に「滋賀医科大学医学部附属病院の最新治療がわかる本」について、病院長から特徴について説明があった。懇談会終了後、新設した「スキルズラボ」と「病院ヘリポート」について、担当教授が解説を行い、活用方法を示した。</p> <p>プレスリリースでは、(独)地域医療機能推進機構と滋賀医科大学との「地域医療教育研究拠点」に関する協定書調印式の発表は、新聞 4 誌に掲載された。</p> <p>研究活動の不正行為による職員の懲戒処分について公表した。 (プレスリリース年間 44 件、うち記者発表 4 件、取材 69 件対応：月平均 5 件程度)</p>		
				ウエイト小計		
				ウエイト総計		

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 22～26 事業年度】

○中期目標・中期計画達成に向け、以下の取り組みを行った。

- ・中期目標・中期計画と連動した「大学評価指標」（毎年 40 件程度設定）を設定し、大学の活動状況を定期的に確認した。【47】
- ・本学独自のシステム「進捗ナビ」を活用し、中期計画、年度計画の進捗状況を定期的に管理している。年度終了後、進捗ナビの情報をとりまとめて、自己点検・評価を学内関係会議で行い、実績報告書を作成した。【48】

【平成 27 事業年度】

○活動状況の点検・評価を実施した。【48-1】

- ・平成 26 年度に戦略的・重点的経費等として予算措置した事業 45 件（大学 27 件、病院 18 件）のうち病院 2 件、平成 27 年度に特別運営費交付金対象事業の 2 件（大学）について、P D C A サイクルの観点から進捗状況と投資対効果、目標数値の達成状況等について、中期計画・年度計画に基づき検証を行った。

○大学の認知度を高めるために、以下の広報活動を行った。

- ・平成 27 年度に医学部附属病院の特徴的な最新の医療・各診療科の活動状況を患者目線で掲載した「滋賀医科大学医学部附属病院の最新治療がわかる本」を出版し県内外の書店で販売した。報道機関との懇談会やプレスリリースにて広報すると共に、関連医療機関に配布し、当院の活動状況を広く周知する機会を設けた。【49-1】

2. 共通の観点に係る取組状況

【平成25～27年度の状況】

○中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。

- 1) 中期計画・年度計画は、「進捗ナビ」（本学独自の管理システム）を用い、スケジュールをもとに各計画担当の理事・評価委員会が自己点検・評価とともに進捗状況を確認し、役員会にて計画の遅延・課題等について審議し、各計画実施責任者にフィードバックしている。国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果での課題については、平成24年度の課題「研究活動における不正行為の組織的な再発防止に向けた取り組み」（詳細は、P 44-45 ② 研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項 に記載。）を実施し、平成26年度の課題「HOMAS 2 の利用体制の整備」は、平成28年度の新シス

テム導入に向けて準備を進めていることの確認を行った。（詳細は、P 47【平成26年度評価における課題に対する対応】に記載。）

- 2) 大学評価・学位授与機構（現 大学改革支援・学位授与機構）による大学機関別認証評価を受審し、その結果、同機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価を受けた。訪問調査時に「改善を要する点」として指摘を受けた事項については速やかに改善した。

○情報公開の促進が図られているか。

- 1) 平成26年度から、学長ブログを開始し、学長からのメッセージを内外にリアルタイムで発信し、それに対するコメントも受け付けた。
- 2) 学内ホームページの役員会だよりTOPICSにより、学長及び理事から学内構成員への情報発信を積極的に行うこととしており、直近では、平成27年度に正門の改修を行い「大学の顔」が一新したことを掲載した。
- 3) 平成27年度に医学部附属病院の最新の医療・各診療科の活動状況を掲載した「滋賀医科大学医学部附属病院の最新治療がわかる本」を出版し、県内外の書店で販売すると共に関連医療機関に配布し、当院の活動状況を広く周知する機会を設けた。
(平成27年度のプレスリリース年間44件、うち記者発表 4 件、取材 69件対応：月平均5件程度)

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ① 施設設備の整備や環境保全等の推進に関する目標

中期目標 教育・研究・診療等の体制に対応し、環境に配慮した安全で人に優しいキャンパス環境創造を目指す。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【50】 学生・患者及び学内構成員のニーズにあった中長期のキャンパス整備マスタープランを策定し、施設整備や設備の維持・管理に努めるとともに、引き続き病院の再開発整備を行う。	【50-1】 教育研究の機能強化に向けたキャンパスマスタープラン 2015 を策定し、キャンパス環境の向上を図る	III	III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) P41 1. 特記事項【平成 22～26 事業年度】「○計画に基づいた施設整備・環境保全を実施した。」【50】を参照		
				(平成 27 年度の実施状況) 【50-1】 第 3 期中期目標計画期間における教育研究機能強化に向けた施設整備、施設保全・維持管理、施設マネジメントなどの計画をキャンパスマスタープラン 2016 として策定した。		
				【50-2】 施設設備の安全性向上と長寿命化に向けて施設設備再生計画を策定し、基幹環境整備を推進する。 第 3 期中期目標計画期間を中心に、今後必要となる設備再生のために必要となる金額、整備時期などを示した施設中長期修繕計画を策定した。学内の施設設備について、安全性向上と長寿命化に向け本学職員による点検を実施した。病院施設設備の安全性向上のため、基幹整備（蓄電池、電源設備、医療ガス設備等の改修・設備更新、危険箇所の改善）工事を実施した。		
【51】 学生・教職員全体が環境に対する問題意識を持ち、省エネルギー・省資源、リサイクル・廃棄物対策等を推進することにより、二酸化炭素排出量の削減を図る。	【51-1】 省エネルギー・省資源、リサイクル・廃棄物対策の見える化や効果の検証を継続し、構成員の意識を高め、二酸化炭素排出量の削減に努める。	IV	IV	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 本学が地元企業と共同で開発した、世界初の「非燃焼型医療廃棄物処理機（医療廃棄物を燃やさずに処理する装置）」を平成 22 年度に本格稼働させた。本装置は環境にやさしく安全に医療廃棄物を処理することが可能であり、有害なゴミや臭いを出さないことから、従前と比べて 31.3%以上のCO2排出量の削減ができた。 省エネパトロールなどを通じて省エネルギーを啓発すると共にペーパーレス会議の導入、窓ガラスへの断熱フィルムの貼付、施設整備に併せた高効率設備、LED 照明などの導入により、省資源化、省エネルギー化を図った。 年度毎の単位面積当たりエネルギー使用量を前年度比 1%（又は 5 年間で 5%）以上削減する計画を策定し、実施した。		
				(平成 27 年度の実施状況) 【51-1】 P41 1. 特記事項【平成 27 事業年度】○省エネルギー対策により目標を達成した。【51-1】を参照		

<p>【51-2】 「医療廃棄物ゼロエミッション」の取組を推進するため、医療廃棄物処理装置のこれまでの稼働状況を踏まえ定期点検を行いながら効率的に活用する。</p>	<p>Ⅲ 【51-2】 医療廃棄物処理装置については、定期点検を行いながら稼働中である。</p>			
		<p>ウエイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② コンプライアンスやリスクマネジメント改革の推進に関する目標

中期目標
 コンプライアンスを推進し、より一層社会に信頼される大学を目指すとともに、大学を取り巻くリスクの多様化、巨大化、複雑化に備え、継続的、安定的な大学運営を目指す。
 情報セキュリティ対策を推進し、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に努める。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
		中 期 年 度		中 期 年 度
【52】 コンプライアンス体制を構築し、法令遵守、人権意識向上等を学内構成員に周知する。			(平成 22～26 年度の実施状況概略) P 41 1. 特記事項【平成 22～26 事業年度】「〇コンプライアンスの向上に向けた取り組みを実施した。」【52】を参照	
	【52-1】 学長のリーダーシップをもとに、引き続き役員会において監査結果に対する対応策の検討及び改善措置の実施状況を点検・検証し、監査機能の充実を図る。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【52-1】 平成 26 年度の内部監査結果について、監査結果と指摘事項及びその改善状況について、学長への報告に続き役員会で意見交換を行った。類似事項の再発防止を徹底するために一部の監査結果を教職員に全学メールにて周知し、コンプライアンスに関する意識の向上を図った。 監事監査結果は、役員会へ報告され、課題等の対応を検討した。その後の対応状況について、監査室が取りまとめ監事に報告し、役員会にて検証を行った。あわせて、監事監査結果と前年度までの指摘事項に対するフォローアップ状況を学内ホームページに公開した。 会計監査人の監査結果による改善提案事項については、監査法人、学長、監事及び監査室の四者協議会で意見交換が行われ、対応について学長が担当部署へ指示し、監査室が取りまとめた改善状況を四者協議会で検証を行った。	
	【52-2】 研究倫理や人権意識の向上のため、コンプライアンス研修会を継続実施するとともに、研究倫理教育の充実を図る。	III	【52-2】 P 41-42 1. 特記事項 【平成27事業年度】の以下を参照 〇研究倫理教育の充実を図るため、以下の取り組みを実施した。【52-2】 〇動物実験に係る ARRIVE ガイドラインについて、以下の取組により情報提供を行った。【52-2】 〇研究活動における不正行為について、以下の対応を行った。【52-2】	
【53】 リスク管理体制の強化による、継続的、安定的な大学運営を図る。			(平成 22～26 年度の実施状況概略) 以下を参照 P 44 〇研究費の不正使用における再発防止に向けた取組 (2) (3) P 45 (5)～(8)	
	【53-1】 引き続き、不正が発生するリスクに対して、モニタリング及び監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実を図る。また、臨床研究不正事例の経緯を踏まえ、臨床研究の体制整備とガバナンス	III	III	(平成 27 年度の実施状況) 【53-1】 内部監査では「公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び本学の不正使用防止計画に基づいたモニタリングやリスクアプローチ監査を引き続き実施し、組織的牽制機能を実践した。 平成 27 年 12 月に産学官連携リスクマネジメント部門に専任者（特任教授

	<p>ス機能強化について検証を行う。</p>		<p>1名)を配置し利益相反マネジメント体制の強化を図った。 文部科学省の産学官連携リスクマネジメント事業に採択され、利益相反マネジメントを充実させるため、既存システムを改良した CT-Portal システムを構築し年度内に試行を行い、平成 28 年度からの倫理委員会及び利益相反マネジメント部会業務の本格稼働に向けての調整を行った。システム管理維持のためには専任担当者が必要となるなど課題も把握できた。 臨床研究不正事例の経緯を踏まえ、臨床研究開発センターに、教授及び助教(2名)を配置し機能強化を図った。</p>	
<p>【54】情報セキュリティの状況を検証し、ネットワークの機能強化や構成員への周知・啓発などにより、利便性を考慮しつつ情報セキュリティの確保を図る。</p>	<p>【53-2】 監査の実施や学内ラウンド等により、放射性物質や毒物及び劇物等の点検を重点的に行い、安全管理体制の強化を図る。</p>	III	<p>【53-2】 放射性物質、毒物および劇物の保管状況の内部監査を学内の全部署を対象に実施し、安全管理体制の強化を図るため、個別に指導・助言を行った。 毎月衛生管理者、産業医による職場巡視を実施し、その結果を労働安全衛生委員会において検討し、職場環境の把握、改善に努めている。年度末には、前年度の指摘事項に対する改善状況について確認を行った。</p> <p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) P 45-46 ③個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ 事項 を参照</p> <p>III (平成 27 年度の実施状況) 【54-1】 P 42 ○情報セキュリティ確保のための対策及び啓発活動について、以下の取組を行った。【54-1】 を参照</p>	
			<p>ウエイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ③ 学内教職員の意識改革や組織活性化に関する目標

中期目標 創造的で前向きな組織になるべく、教職員の意識改革や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）により、継続的に充実感を感じる職場環境の構築を目指す。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【55】 教職員が様々な課題に対し、前例にとらわれずに物事に対応し、やりがいを感じる職場環境作りに取り組む。		III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 業務の見直しや改善の取組状況にかかる業務改善ポスター発表会を実施し、教職員が課題に取り組む意識の醸成を図った。また、教職員へのアンケートや面談を実施し、分析して、教職員がやりがいを感じる方策を実施した。 滋賀労働局から労働者の仕事と子育ての両立を積極的に支援する「基準適合一般事業主」（子育てサポート企業）に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得した。（平成 27 年 2 月）	/	/
	【55-1】 若手職員の業務に対する自主性と責任を醸成するための研修を実施する。			III (平成 27 年度の実施状況) 【55-1】 本学の将来を担う若手職員が、大学職員としての使命と心構えを自覚し、目指すべき事務職員像について一体感を持って考える機会として、平成 27 年 11 月に若手事務職員研修を実施した。		
【56】 “滋賀医科大学いきいきワーク・ライフ・プラン” を提示し、教職員が充実感を感じて働ける職場環境作りに取り組む。		IV	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 「滋賀医科大学いきいきワーク・ライフ・プラン」を策定し、教職員に提示した。このプランに基づき、学内保育所の充実、女性研究者の支援、男女共同参画関連講演会の積極的な開催等の実践的な取組みを行った。	/	/
	【56-1】 男女共同参画推進基本計画に基づく行動計画（21～27 年度）の目標達成を目指す。また、次世代育成支援対策推進法に基づく、新たに策定した一般事業主行動計画の実行を推進する。			III (平成 27 年度の実施状況) 【56-1】 平成 27 年 4 月から、教職員から多数の要望があった夜間保育（毎週金曜日）を学内保育施設に導入し、看護師の交代制勤務、女性医師の宿直業務を支援することが可能となった。また、学内保育施設において給食提供を開始し、保育施設の充実を図った。		
	【56-2】 引き続き、「滋賀医科大学いきいきワーク・ライフ・プラン」に基づき、実践的な取組みを行う。			III 【56-2】 「滋賀医科大学いきいきワーク・ライフ・プラン」に基づき、次のことを行った。 ・平成 26 年度に引き続き、事務部門に新たに 2 名、女性の課長補佐を登用した。（監査室室長補佐、医療サービス課課長補佐） ・女性研究者の支援員制度を継続し、前期 7 件、後期 8 件を採択し、支援員の配置を実施した。 ・学内保育施設については、新たな業者による保育を開始し、夜間保育を開		

		始るとともに、リトミックや体操教室等により質の高い保育が実施され、保護者へのアンケート調査においても高い評価を得た。		
		ウエイト小計		
		ウエイト総計		

(4) その他業務運営に関する重要目標に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 22～26 事業年度】

○計画に基づいた施設整備・環境保全を実施した。【50】

- ・マスタープランに基づいた既存施設の点検・評価による改修整備計画の策定により施設整備を実施した。
 - ①福利棟・体育館などの改修
 - ②ヘリポート・アジア疫学研究センター・スキルズラボの新営
 - ③基幹設備の改修
- ・施設設備の機能点検・評価による修繕計画を策定し、一部の改修工事を実施
- ・水道料金を低減すると共に大規模災害時の給水を確保のため、井水利用システムを導入
- ・病院の再開発整備は、機能集約型、医療安全推進、地域密着型のコンセプトの下、平成 23 年度に中央診療棟、外来棟改修工事の竣工により完了した。

「研究不正、公的研究費の不正使用防止に積極的な取組を行った。」

○コンプライアンスの向上に向けた取り組みを実施した。【52】

- ・以下を参照
 - P 43-44 ○研究費の不正使用における再発防止に向けた取組
 - P 44 ○公的研究費の管理・監査のガイドラインへの対応
 - P 44 ○研究費の適正な運営・管理活動
 - P 44-45 ○高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた再発防止に向けた取組
 - P 45 ○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた取組

○リスク管理体制を強化した。【53】

- ・以下を参照
 - P 44 ○研究費の不正使用における再発防止に向けた取組の(2)

○男女共同参画活動を推進した。【56】

- ・労働者の仕事と子育ての両立を積極的に支援する「基準適合一般事業主(子育てサポート企業)」に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得
- ・学内保育所の充実(全土曜日の開所・病児保育の開始)
- ・研究者支援員の配置
- ・ベビーシッター補助金の支給
- ・関連講演会の積極的な開催

- ・女性教職員のキャリアアップのため、ロールモデルとなる優秀な女性教職員の表彰制度を開始
- ・学部学生を対象とした「キャリアデザイン」授業(医学特論)を実施(H27年度女性教員数:85名/379名[22.4%]H22年度:65名/335名[19.4%]対比:20名増[3%増])

【平成 27 事業年度】

○省エネルギー対策により目標を達成した。【51-1】

- ・エネルギー使用の合理化等に関する法律に基づき、原単位二酸化炭素排出量を前年度比 $\Delta 1\%$ 以上の削減を目標とした(省エネルギーに関する)中長期計画を定めており、職員に対する啓発活動、高効率建築設備への更新、建築設備の運転の工夫など夏・冬の省エネルギー対策に取り組んだ結果、平成 27 年度は目標を大きく上回る前年度比 $\Delta 10\%$ 削減を達成した。

(具体的数値等)

夏期 3 ヶ月間(7～9月)総エネルギー使用量[Mj]

(月輪地区、看護師宿舍含まず、以下同様)

H26年度:115,241,574→H27年度:111,543,721 ($\Delta 3,697,853$ 、 $\Delta 3.2\%$)

冬期 3 ヶ月間(12～2月)総エネルギー使用量[Mj]

H26年度:107,124,846→H27年度:100,760,004 ($\Delta 6,364,842$ 、 $\Delta 4.9\%$)

年間総エネルギー使用量[Mj]

H26年度:393,048,404→H27年度:377,723,974 ($\Delta 15,324,430$ 、 $\Delta 3.9\%$)年間原単位エネルギー使用量[Mj/m²]H26年度:3,286→H27年度:3,141 ($\Delta 145$ 、 $\Delta 4.4\%$)年間総温室効果ガス算定排出量[tCO₂]H26年度:20,225→H27年度:18,286 ($\Delta 1,939$ 、 $\Delta 9.6\%$)年間原単位二酸化炭素排出量[kgCO₂/m²]H26年度:169→H27年度:152 ($\Delta 17$ 、 $\Delta 10.1\%$)

○研究倫理教育の充実を図るため、以下の取り組みを実施した。【52-2】

- ①研究倫理に関する規範意識の徹底を図るため、以下の取組を実施した。
 - ・全ての研究者を対象に研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 -」の履修を義務化(通読レポートの提出)した。
 - ・「忙しい研究者・大学職員のための研究倫理概論」と題した研究倫理教育研修会を開催し、基本的な考え方、研究不正の事例、近年のデータ管理方法の動きなどについて講義を行った。
 - ・「安全保障貿易管理」や「利益相反マネジメント」など、更に具体的な事例紹介を含むコンプライアンス研修を2回開催した。

- ② 本学独自の研究ノートを作成（研究データの保存期間を「論文発表後 10 年間」と規定化）
- ③ 「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく履行状況調査結果を受けて、不正調査の実施に関する関係規程の見直しを実施
- ④ 研究活動不正防止計画の実施状況について検証を行い、研究倫理教育教材の履修対象者を明確にする等、不正防止計画の改訂を行った。

○ 動物実験に係るARRIVE ガイドラインについて、以下の取組により情報提供を行った。【52-2】

- ・ 動物実験をとりまく法律、指針および国際的ガイドラインの枠組みが機関内管理の適正化を求めるだけでなく、研究者が論文等で公表する動物実験の公正性を評価する方向へも向かっていることを受け、動物実験に関わる教職員および学生を対象に「ARRIVE (Animal Research: Reporting of In Vivo Experiments) guidelines」の概要等について説明会を開催した。

○ 研究活動における不正行為について、以下の対応を行った。【52-2】

- ・ 6 月 10 日に匿名で通報があったことを受け、予備調査委員会による予備調査を行い、研究活動における不正行為の事実を確認し、本調査委員会を設置した。その後、本格的に調査を実施し、本調査委員会の調査結果を踏まえて、研究行動規範委員会において不正行為と認定し、12 月 11 日に研究倫理最高責任者から対象研究者へ通知した。更に翌年 1 月 28 日に懲戒処分（懲戒解雇）を言い渡した。その後、申立人からの不服申立てを受けて審査を行い、3 月 3 日に不服申立てを棄却し、原処分を確定した。

○ 情報セキュリティ確保のための対策及び啓発活動について、以下の取組を行った。【54-1】

- ・ 情報セキュリティシステム（「メールウイルスおよびスパムチェックゲートウェイ」「スパムメール隔離装置」「不正侵入検知装置」「不正 PC 検知・遮断システム」）のいずれも適切に稼働しており、情報セキュリティの検証状況：1 日当たり平均メール数約 19,990 通のうち、スパムメール約 7,800 通（39%）を隔離した。
- ・ 平成 27 年 5 月に病院情報システム及び院内ネットワークシステムを更新し、システム自体のセキュリティを向上させた。また、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの最新版である第 4.2 版に適応するため、病院情報管理システム運用管理規程等を改正した。
- ・ 平成 28 年 2 月に滋賀県警察本部の協力の下、情報セキュリティ講習会（サイバー攻撃に対する防止及び対処方法）を開催し、36 名の参加があった。

2. 共通の観点に係る取組状況

【平成 25～27 年度の状況】

○ 法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。

（1）コンプライアンスに向けた取り組み

（研究行動規範）

- ・ 大学における学術研究は社会に対し法的、道義的な責任を負うものとして、本学教職員の一層の意識向上を図ることを目的に、平成 25 年度に「滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範」及び「滋賀医科大学教職員行動規範」を策定し、本学の研究者及び研究支援者が遵守すべき学術研究の行動規範を周知・公表した。
- ・ 本学における研究不正を防止するために、研究行動規範委員会が中心となり「国立大学法人滋賀医科大学における研究活動不正防止計画」（平成 27 年 3 月 5 日付）を策定し、研究行動規範委員会において研究活動不正防止計画の取組状況の検証を行い、研究倫理教育を更に徹底する必要があるとして研究活動不正防止計画の改訂を行った。
- ・ 平成 26 年度に発表された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日）に沿って、「滋賀医科大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成 27 年 3 月 26 日）を制定し、本学における研究活動の不正行為の対応について管理体制の明確化を行った。
- ・ 研究活動不正行為への対応規程、不正行為への対応フロー図、研究活動不正防止計画、関連ガイドライン、並びに不正行為に関する申し立て及び情報提供等に関する相談窓口・通報窓口を学内専用ホームページに掲載し、全学メールにより全教職員へ周知した。また、研究者行動規範のポイントや論文投稿時における注意事項等を掲載したリーフレット「No! 捏造・改ざん・盗用」を作成し各部署に配付した。
- ・ 利益相反マネジメント規程を改正し、臨床研究を実施する場合には、研究課題ごとに、研究に参加する全ての研究者が「臨床研究・治験に関する利益相反自己申告書」を提出し、必要に応じて利益相反マネジメント部会で審査を行うこととした。また、博士課程及び修士課程において、学位論文審査書類等の提出時に利益相反申告書の提出を義務付けるとともに、学位論文発表会の場において、利益相反に関する状況を明らかにすることとした。
- ・ 臨床研究支援体制の強化を図るために、平成 25 年度には臨床研究管理部門にプロジェクトマネージャーを置く等、5 名のスタッフ増員を行い、更に、平成 27 年度には臨床研究開発センター教授、助教、システム管理補助者を配置するとともにモニター、データマネージャーの内部育成を開始し、適正なデータ管理体制及び臨床研究支援体制を構築した。
- ・ 研究データの保存期間を「論文発表後 10 年間」と規定化するとともに、平成 26 年度に大学オリジナル複写式研究ノートを作成し、研究倫理教育研修会において適正なデータ管理の重要性について説明のうえ、広く活用を促した。

- ・臨床研究開発センターが内容認定した講習会の受講管理を行い、臨床研究に関わる研究者の認定制度（研修受講年2回以上による認定）を構築した。（平成25年度171名平成26年度632名認定）更に平成26年10月より倫理委員会・治験審査委員会への新規申請時に認定証の提出を義務化した。

（研究費の適正管理について）

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正に伴い、「国立大学法人滋賀医科大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程」を改正（平成27年3月26日付）し、コンプライアンス教育の義務化に係る管理監督責任を規定するとともに、「国立大学法人滋賀医科大学における公的研究費の不正使用等に係る調査に関する内規」を制定し、不正に係る調査の体制・手続等を明確にした。

（研究費不正防止）

- ・平成23年度に判明した研究費不正使用事案から分析した発生要因とその再発防止策及び平成24年度に実施した理解度アンケートから得られた意見を反映させ「公的研究費不正使用防止計画（第二次計画）」を策定し、ホームページ等により広く学内外へ公表し、教職員に周知を図った。
- ・新規採用者を対象に公的研究費の適正な執行に関する理解度アンケート調査を実施（平成25・26年度）し、本学の運用ルール、手続き、告発制度等遵守事項について、周知徹底を図った。
- ・文部科学省が作成した研究者向けの教育コンテンツの受講（視聴）を義務化し、各部署のコンプライアンス推進責任者を通じて設問付の受講報告書を提出させ、受講管理と理解度把握を行った。（対象者：教員、特任教員、医員、その他本学で産学官連携活動を認められている客員教員、大学院生等）
- ・「公的研究費ハンドブック」の見直しを行い、改訂版（平成27年4月1日）を作成し、全教職員への配付及び学内外のホームページに掲載し、研究費の使用に関する基本ルールの更なる周知徹底を図った。

（2）危機管理に向けた取り組み

- ・危機管理マニュアルを、大学が直面する多様なリスクと危機に対する総括的でわかりやすいものに全面改訂し、不測の事態への備えを充実させた。
- ・外部からの公益通報を規定するため「国立大学法人滋賀医科大学公益通報者保護規程」の改正を行った。
- ・個人情報を適切に管理するため、関係指針や関係法律の改正も踏まえ、「滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」の改正を行った。
- ・新たに、「滋賀医科大学特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「滋賀医科大学特定個人情報に関する取扱要領」を定め、適正に特定個人情報等を取り扱うこととした。

- ・ハラスメントに関する各種の情報が分散していたため「ハラスメント対応ガイドライン」としてまとめ、ハラスメントの防止や被害者を保護・救済し、迅速、適正、公正な措置をとるための指針として策定した。
- ・インフルエンザ流行期間中は、病院内において就業する場合のマスク装着を義務化し、遵守するようメールで全教職員に対し周知徹底した。
- ・附属病院情報システム及び院内ネットワークの更新時の導入説明会において、個人情報保護・セキュリティ教育を実施した。また、院内で使用できるUSBメモリを登録制としていたが、平成25年4月からセキュリティ向上のため、登録できる機器を生体認証のみ可能なもの（ソフトウェアのインストールが不要なものに限る）又は特定の管理ソフトウェア対応のパスワード認証型USBメモリに限定した。
- ・地震防災訓練の計画、準備、実施、検証に至るまで、DMAT 隊員を含む他職種構成によるワーキングにより実施し、自己点検・評価に基づき訓練内容や防災マニュアルの見直しを行っている。また、災害対策能力について国立大学附属病院間の格差をなくし標準化を図るため、国立大学病院近畿ブロック災害対策相互訪問事業に参画し、災害対策の能力向上と防災意識の向上を図っている。

○法令遵守に関する取り組み

【平成22～26事業年度】

①公的研究費不正使用防止に向けて取り組んだ事項

○研究費の不正使用における再発防止に向けた取組

- ・平成23年度に判明した研究費の不正使用事案に対し、全学をあげて再発防止策を策定し、平成24年度に以下の（1）～（3）について取組むとともに、内部監査で関係部署に再発防止に向けた管理体制の検証を実施し、適切に取り組まれていることを確認した。

（1）教員等の研究費の使用に関する意識改革の徹底

- ・「公的研究費ハンドブック」を改訂して全教職員に配付し、研究費の使用に関する基本ルールの周知徹底を図った。
- ・リーフレット及びポスター「No！研究費の不正使用」を作成し、各講座等の掲示板や研究室、公用掲示板に掲示して、内部通報制度について周知徹底を図った。
- ・教員等を対象とした研究費の取扱いに関するアンケートを実施し、理解度を把握した。
- ・新規採用者及び学内教職員を対象に、不祥事の再発防止、大学におけるコンプライアンスのあり方、ハラスメントとその予防、その他コンプライアンスに関する研修やグループワーク等を複数回実施し、誤解に陥りやすい事例等について討議し理解を深めるとともに、法令遵守意識の向上を図った。

- ・役員を含め全教職員から研究費に関して不正使用を行わない旨の包括的な誓約書を徴取するとともに、非常勤職員を含む新規採用職員についても採用手続きの際に説明し、同様の誓約書を徴取した。

(2) 内部監査体制強化

- ・ P26 2) 監査機能の充実 を参照

(3) 研究費の使用に関する関係制度の見直し

- ・「公的研究費不正使用防止計画」を改訂し、平成 25 年度の内部監査において実施体制を検証した。
- ・研究費による出張について、旅行の事実を証明するものとして、乗車券、特急券、宿泊先の領収書等の提出を義務化し、宿泊先の確認ができるよう旅行報告書の様式を変更した。更に、旅費システムの申請画面に「他機関から経費が出ていない」ことを確認する項目を設けた。
- ・平成 23 年度に設置した検収センターの検収担当者（事務職員）と検査職員（各部署等において購入等による給付確認検査を命ぜられた職員）によるダブルチェック体制を徹底し、厳格な納品確認を実施した。
- ・納品確認の際に同じ物品の納品が続いている等疑義が生じた物品について、発注者に購入目的の確認等を徹底した。
- ・取引業者向けの説明会を開催し、適正な取引に関する留意事項について説明を行い、職員から不正な取引の要請があった場合は本学の契約担当部署まで相談することを取引業者へ要請した。更に、当事案を踏まえた再発防止のためのリーフレットを配付し、不正な取引を行わない旨の誓約書を徴取した。
- ・本学の債権・債務額を適正に把握するために、取引業者 30 社を対象に残高確認書を送付し、債務及び債権額の突合を行った。

○公的研究費の管理・監査のガイドラインへの対応

- ・公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正に伴い「滋賀医科大学公的研究費不正使用防止計画」及び「国立大学法人滋賀医科大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程」の見直しを行うとともに、「国立大学法人滋賀医科大学における公的研究費の不正使用等に係る調査に関する内規」を新たに制定し、コンプライアンス教育の管理監督責任を明確化するとともに、不正に係る調査の体制・手続等を規定化した。
- ・文部科学省が作成した研究者向けの教育コンテンツの受講を義務化し、コンプライアンス推進責任者を通じて受講報告書を提出させ、受講管理と理解度把握を行うとともに、「公的研究費の適正管理」をテーマとしてコンプライアンス研修会を開催し、とりわけ講座等配置の非常勤事務職員の受講を徹底し、参加者全員に理解度アンケートを実施して理解度の把握を行った。

○研究費の適正な運営・管理活動

- ・予算執行の年度末集中の防止と「予算の使い切り」など社会通念上疑念が生じる支出を行わないよう複数回、全学周知を行うとともに、予算執行に関する留意事項として、当該年度払いの納品期限、謝金支給時の事実確認の徹底、不正使用の事例等について通知し、注意喚起を行った。
- ・検収センターにおいて検収方法、検収印の管理体制等、運用ルールを定めた業務マニュアルを作成するとともに、不正防止策として納品物品の一部を対象にマーキングによる検収を実施した。
- ・研究費を適切に使用するための基本ルール等を示した「公的研究費ハンドブック」を見直し、旅費、謝金、換金性の高い物品の管理、民間等の公募助成金に採択された場合の手続き等を追加した。
- ・換金性の高いパソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器などの取得価額 10 万円未満の物品を備品登録により物品管理を行うとともに、備品シールを貼付して競争的資金等で購入していることを明示した。

②研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項

○高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた再発防止に向けた取組

- ・平成 24 年度の高血圧症治療薬の臨床研究事案に対し、研究結果の信頼性や利害関係のある企業の社員が当該臨床研究に参画していた点について、以下の(1)～(8)により再発防止に向けた組織的な取組を行った。

(1) 行動規範や不正行為への対応規程等の整備・公表

- ・「滋賀医科大学研究行動規範委員会規程」「滋賀医科大学における研究活動の不正行為の予備調査に関する内規」「滋賀医科大学における研究活動の不正行為の本調査に関する内規」及び相談窓口等をホームページに掲載し、教職員へ周知を図った。
- ・教職員の一層の意識向上を図るために「滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範」及び「滋賀医科大学役職員行動規範」を制定し、ホームページや学内メールで周知するとともに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範（改訂版）」を紹介し、学術研究の信頼性及び公正性の確保について全教職員に更なる啓発を行った。

(2) 公益通報窓口の設置・周知

- ・不正行為の早期発見と是正を図り、社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的として設置した通報窓口について、ホームページに掲載し教職員に周知を図った。

(3) 臨床研究に関する教育・研修の徹底

- ・全学のコンプライアンス意識の向上を図る目的で、「利益相反」をはじめとした研修会を開催した。（平成 25 年度：8 回開催 延べ 741 名、平

成 26 年度：12 回開催 延べ 1,377 名)

- ・臨床研究開発センターにおいて、当センターが認定した講習会等の受講管理を行い、臨床研究に関わる研究者の認定制度（研修受講年 2 回以上による認定）を構築した（平成 25 年度 171 名、平成 26 年度 632 名を認定）更に平成 26 年 10 月より倫理委員会・治験審査委員会への新規申請時に認定証の提出を義務化した。
- ・倫理委員会等の審査に関係する構成員について、倫理的、科学的に適正な審査ができるように医学系大学倫理委員会連絡会議（年 2 回開催）に順次出席するとともに、厚生労働省主催の「臨床研究倫理審査委員会・治験審査委員会委員研修会」に参加した。

・学部学生については、卒前教育として、医学部 5 年生の臨床研究開発センターでの臨床実習において、臨床研究の被験者対応の見学や同意取得のロールプレイを通し、ヘルシンキ宣言や GCP、臨床研究に関する倫理指針を習得させた。

・大学院生については、博士課程の「高度医療人コース」において、「臨床医学研究総論」、「疫学・医療統計学」に加え「医療倫理学法性総論」を必須科目とし、適切な臨床研究の進め方を習得させた。

(4) 関係機関への啓発

- ・学外の関係機関に対しても類似事例の再発防止を図るために、滋賀治験ネットワークを利用した臨床研究実績がある滋賀県下の基幹病院に対し、臨床研究開発センターから倫理指針の再確認、文書管理等の啓発を行った。

(5) 臨床研究全般の責任体制の構築

- ・臨床研究開発を担当する病院長補佐に加えて、理事・副学長（企画・評価等担当）が「臨床研究」を担当することとした。

(6) 臨床研究に関する利益相反マネジメント体制の強化

- ・利益相反マネジメント規程を改正し、臨床研究を実施する場合には、研究課題ごとに、研究に参加する全ての研究者が「臨床研究・治験に関する利益相反自己申告書」を提出し、必要に応じて利益相反マネジメント部会で審査を行うこととした。

(7) 臨床研究支援体制の強化

- ・治験管理センターを改組して、治験管理部門、コーディネーター部門、臨床研究管理部門からなる「臨床研究開発センター」を設置するとともに、臨床研究管理部門にプロジェクトマネージャーを置く等スタッフ増員を行い、機能強化を図った。
- ・臨床研究開発センターにおいて、定期的にニュースレター「かわら版」を発刊し、ホームページに掲載するとともに全学メール等により全構成員に治験・臨床研究に関する情報発信を行った。また、「医療統計のポイント」「臨床研究関連セミナー・講演会の概要」「臨床研究関連規制の改訂・今後の動き」等研究者のニーズを踏まえて積極的に情報発信した。とり

わけ特別号において「高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた対応及び再発防止策について（中間とりまとめ）」を紹介し、再発防止に向けた早期取組の必要性について周知した。

(8) 臨床研究の実施状況管理

- ・倫理委員会が承認した臨床研究（平成 20 年度以降の承認分）に対し、追跡調査（「研究中止・終了・経過報告書」）を行い、その結果とともに有害事象及び不具合等の発生状況を倫理委員会において確認した。その後、毎年追跡調査を行い、進捗状況の把握を行った。

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた取組

- ・新ガイドラインに沿って関係規程の見直しを行い、「国立大学法人滋賀医科大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を新たに制定し、不正行為に対応するための責任者の明確化、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続きや方法、調査の結果、対象研究者に不正行為があったと認めた場合の措置等を定めた。
- ・「研究倫理教育責任者」を配置し、各所属の長をもって充てるとともに、「国立大学法人滋賀医科大学における研究活動不正防止計画」を策定し、研究行動規範委員会を中心とした研究不正防止の取組を行った。
- ・リーフレット「No! 捏造・改ざん・盗用」を作成し、研究者行動規範のポイント、特定不正行為の定義及び事例、論文投稿時における注意事項、研究活動の不正行為に関する相談・通報窓口について明記し、各研究者及び各部署に配付した。
- ・研究データの保存期間を「論文発表後 10 年間」とすることを「国立大学法人滋賀医科大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」に定めるとともに、本学オリジナル複写式研究ノートを作成し、活用を促した。

③個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項

○情報セキュリティ機能の強化

- ・平成 22 年 5 月に病院情報システム及び院内ネットワークシステムを更新し、システム自体のセキュリティを向上させた。
- ・平成 23 年度の学術情報基盤システム更新により、Firewall の二重化、サーバの仮想化、ユーザ認証の連続失敗時のロックアウト設定を実施し、セキュリティ機能を向上させた。

○情報セキュリティ確保および個人情報の適切な管理のための規程整備

- ・平成 22 年度に「滋賀医科大学情報セキュリティポリシー」の見直しを実施

し、情報環境及び体制の変化に対応した。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに適應した病院情報管理システム運用管理規程にするため、平成 22 年度以降 3 回規程を改正した。

○情報セキュリティ確保のための対策

- ・マルチメディアセンターにおいて、メールウイルスおよびスパムチェックゲートウェイ、スパムメール隔離装置、不正侵入検知装置、不正 PC 検知・遮断システムを運用して情報セキュリティ状況の検証を継続し、25-26 年度は、1 日当りの平均メールのうち約 67% のスパムメールを隔離した。
- ・院内で使用できる USB メモリを登録制としていたが、平成 25 年 4 月からセキュリティ向上のため、登録できる機器を生体認証のみ可能なモノ（ソフトウェアのインストールが不要なモノに限る）又は特定の管理ソフトウェア対応のパスワード認証型 USB メモリに限定した。

○情報セキュリティ確保、個人情報の適切な管理のための啓発活動

- ・情報セキュリティに関する「Windows セキュリティプログラムの提供」や「スマートフォンのセキュリティ」などの情報を、大学構成員への周知・啓発のため、メール等を通じて提供するとともに、滋賀県警察本部等の外部機関と連携した講習会を年 1 回開催した。（平成 25・26 年度参加者：76 名）
- ・平成 22 年 9 月及び 26 年 3 月に学外から講師を招き、個人情報保護研修会を開催した。

④教員等個人宛て寄付金の適切な管理に向けて特組んだ事項

- ・教員等個人宛ての寄付金の受入れ手続きについては、学内規程により全て大学に寄附しなければならないと定めているが、更なる徹底を図るため、平成 26 年 2 月に規程改正を行い、民間等からの研究助成金の受入れに関する条文を追加した。
- ・研究助成金の公募を案内する際に、所属機関への受入れについて繰り返し周知徹底を図った。
- ・公的研究費ハンドブックに民間等の公募助成金に採択された場合の取扱いを掲載し、説明会等を通じて所属機関への受入れについて周知徹底を図った。

【平成 27 事業年度】

①公的研究費不正使用防止に向けて取り組んだ事項

- ・これまでの取組を継続的に実施するとともに、平成 28 年度科学研究費申請等に係る学内説明会を開催し、研究者に対して「公的研究費ハンドブック」に基づき公的研究費の使用ルールの周知徹底を図るとともに、講座等で会計業務を担当している事務職員等を対象として教育研修会を開催し、不正行為の防止に向けての啓蒙を行った。

- ・内部監査において監査対象者の抽出方法を改善しながら定期的にリスクアプローチによる監査を実施した。

②研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項

- ・臨床研究の質の確保を重要視し、臨床研究実施機関として研究環境基盤のガバナンス強化における体制整備を学長のリーダーシップにより実施し、教授配置（平成 27 年 4 月）に引き続き、中核病院機能整備に向けた組織整備を行った。

(1) 助教 2 名増員

(2) 臨床研究開発センター改組：3 部門体制から 5 部門 1 室体制へ
[新組織の部門等名およびその業務内容]

1) レギュラトリーサイエンス部門

①知財管理班 : 新設

②臨床研究管理班：現在の治験管理部門と臨床研究管理部門を一体化

③生物統計班 : 新設

2) 臨床研究実施支援部門 : コーディネーター部門を改称

3) 教育広報部門 : 新設

4) 安全管理部門 : 新設

5) データ管理部門 : 新設

6) 企画統括室 : 新設

(3) 教育指導体制の構築

1) 教育プログラムの改編：臨床研究セミナーから人対象医学系研究倫理セミナーに改編し、疫学、ヒトゲノム、質的研究、再生医療関連プログラムの追加による内容の充実

2) 地域医療支援教育研究拠点の活動拠点である東近江総合医療センターへ中継研修を開始

3) 臨床研究教育用 DVD を用いたセミナーを県下医療機関関係者を対象に京都で開催、全国の医療・研究機関の関係者を対象に東京で開催した。

- ・大学院は、博士課程において試行で行っていた「利益相反自己申告書」の提出について、平成 27 年度から修士課程も含め本格実施した。

- ・不正行為を防止する取組を徹底するため、全ての研究者を対象に研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 -」の履修を義務化し、通読レポートの提出を求めた。

- ・平成 27 年度に文部科学省より委託された「産学官連携リスクマネジメントモデル事業」推進のため、学外の専門家による講演会を実施しリスクマネジメントに対する啓発活動を行った。講演会は、研究者からの要望を踏まえて「安全保障貿易管理」や「利益相反マネジメント」など具体的な事例紹介を含むコンプライアンス研修として開催し、延べ 135 名が出席して多

数の質疑応答が行われた。

③個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項

○情報セキュリティ機能の強化

- 平成 27 年 5 月に病院情報システム及び院内ネットワークシステムを更新し、システム自体のセキュリティを向上させた。

○情報セキュリティ確保および個人情報の適切な管理のための規程整備

- 平成 27 年 12 月に、日本年金機構における個人情報流出事案やマイナンバー法施行を受け、以下の個人情報関係規程の制定・改正を行った。

「国立大学法人滋賀医科大学 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」

「国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」

「滋賀医科大学医学部附属病院の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」

「国立大学法人滋賀医科大学特定個人情報に関する取扱要領」

○情報セキュリティ確保のための対策

- マルチメディアセンターは、引き続き「メールウイルスおよびスパムチェックゲートウェイ」等のいずれのシステムも適切に稼働していることを確認し情報セキュリティ確保に努めた。(1 日当たり平均メール数約 19,990 通のうち、スパムメール約 7,800 通(39%)を隔離)

○情報セキュリティ確保、個人情報の適切な管理のための啓発活動

- 情報セキュリティに関する情報を、大学構成員への周知・啓発のため、随時、提供した。
- 平成 28 年 2 月に滋賀県警察本部の協力の下、情報セキュリティ講習会（サイバー攻撃に対する防止及び対処方法）を開催し、36 名の参加があった。
- 平成 28 年 3 月に学外から講師を招き、個人情報保護研修会を開催し、100 名の参加があった。

④教員等個人宛て寄付金の適切な管理に向けて特組んだ事項

- 研究助成金の公募を案内する際に、メールで所属機関への受入れについて繰り返し周知徹底を図った。
- 公的研究費ハンドブックに民間等の公募助成金に採択された場合の取扱いを掲載し、説明会を通じて所属機関への受入れについて周知徹底を図った。

【平成 26 年度評価における課題に対する対応】

(国立大学病院管理会計システム：HOMAS 2 の活用に向けて)

- 平成 26 年度に国立大学病院管理会計システム（HOMAS 2）を活用することを決定し、平成 27 年 3 月に附属病院の経営戦略等を企画・立案する病院企画会議において、HOMAS 2 の概要等についての説明を行い、共通ルールによる原価計算方式を中心に進めて行く方針を固めた。
- 利用方針等については、HOMAS 2 の導入に向けた説明会において、HOMAS 2 の最終的な仕様の詳細等の確定を受けた後、平成 28 年 3 月開催の病院企画会議及び病院管理運営会議において審議の結果、承認された。また、診療科長等会議において報告を行い、周知した。
- 運用体制の整備として、学内関係部署とのデータのスムーズな受渡方法について打合せを行い、連携体制を整えとともに、財務会計データ抽出作業マニュアルを作成した。
- ハード面の体制整備としては、平成 27 年 6 月に東京大学の HOMAS 2 サーバーとの通信テストが完了し、9 月及び 1 月には HOMAS 2 支援室の開発担当者が来学し、実際の HOMAS 2 を使用した実技講習を受け、最終的なデータ送信テストが完了し、ハード面の環境も整え、平成 28 年度から稼働開始予定である。

II 大学の教育研究等の質の向上

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

③附属病院に関する目標

中期目標	<p>質の高い医療を提供できる医療スタッフの育成を目指し、教育・研修体制を整備する。 臨床応用を目指した独創的で、特徴のある先端的医療の開発研究を推進する。 現場を知り、心のかよった医療サービスの提供により、患者や家族に信頼・安心・満足を与えられる患者参加型病院を目指す。 療養環境や医療提供体制を整備し、地域中核病院として地域住民に質の高い医療を提供する。 実績や貢献度、必要度などを分析し新たな業務やサービスにも柔軟に対応できる組織を構築し、診療機能の活性化と効率的で安定した病院運営を目指す。</p>
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【19】 卒前臨床実習から専門教育までを含めた一貫した医師、看護師の教育制度を充実し、地域医療を支える良質の医療人を育成する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) P 50 特記事項 ① (1) 地域医療を支える良質の医療人を育成する取り組みを参照	
【20】 専門資格取得、能力向上や待遇改善などを目指して、院内医療スタッフの教育・研修を推進するとともに、院外の看護師やコメディカル職員の専門教育・研修機会を提供する。	IV	(平成 22～27 年度の実施状況) P 50 特記事項 ① (2) 看護師・メディカルスタッフの教育に向けた取り組みを参照	
【21】 先進医療を含めた新しい高度医療技術や低侵襲医療、オーダーメイド医療の開発を推進する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) P 51 特記事項 ① (3) 1) 臨床研究、2) 先進医療 を参照	
【22】 治験や臨床研究の実践を支援する体制を整備する。	IV	(平成 22～27 年度の実施状況概略) P 51 特記事項 ① (3) 3) 臨床研究支援体制整備 を参照	
【23】 患者からの要望・ニーズを把握して患者サービスの向上を推進する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) P 52 特記事項 ① (4) 6)、7)、(5)、② (2) を参照	
【24】 医療情報のセキュリティ体制の整備や院内リスクマネジメント体制を強化する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) P 52 特記事項 ③ (1)、P 53 (5) を参照	
【25】 機能集約型診療体制を充実し、実績や特徴のある分野を育てることにより、最良・最適な質の高い医療を提供する。	IV	(平成 22～27 年度の実施状況) ・ P 51-52 特記事項 (4) 1)～5)、② (2) (3) を参照 ・ 医師事務作業補助者を平成 24 年度より全病棟へ配置したことにより、医師の事務作業負担軽減効果が認められた。病棟看護師の負担軽減策として、病棟の採血管準備業務等を見直した。	
【26】 臨床指標を用いた医療評価体制を整備し、診療の質向上と活性化を図る。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) P 53 特記事項 (4) 臨床指標を用いた医療評価体制整備 を参照	

<p>【27】 本院独自の特徴ある総合医療情報システムの高度化を推進し、組織や設備の適正化を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～27 年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 5 月に病院情報管理システムを更新し、7 月から本格的に電子カルテの運用を開始した。電子カルテ化により診療情報の共有化が図れ、伝達のデータ化、スピードアップにより業務の効率化が進んだ。また、医療情報システムデータや物流管理システム等を活用し、本院の経営資源の整理・分析を行い、人員計画及び医療機器・装置マスタープランを作成した。また、病院長及び今後を担う中堅世代の医師・メディカルスタッフで構成する「病院の戦略を語る会」において、平成 27 年 2 月に、コスト削減に関するタスクフォースを結成し、物流管理システム等を活用した部署毎の医用材料等消費データに基づき、支出削減計画を作成した。 	
		<p>ウエイト総計</p>	

II 教育研究等の質の向上に関する特記事項

○附属病院について

1. 特記事項

①一般の病院とは異なる教育研究診療の質向上等や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組

(1) 地域医療を支える良質の医療人を育成する取組

- ・医学部学生の臨床実践能力向上を目指し、医学部にスキルズラボ棟を新設し、臨床実習入門、客観的臨床実習能力試験（OSCE）等に活用している。
- ・研修医確保のため、初期研修プログラムを外科必修期間、学外研修の期間等や地域医療に密着した研修を可能とするなど魅力ある研修プログラムに見直した。
- ・病院のスキルズラボを研修医等が24時間自由に利用できる環境を整備したほか、研修医との面談により研修のQOLや研修満足度を把握し、経済的待遇改善（副直手当の増額）と指導体制の強化（救急集中治療部の医師を医師臨床教育センターの副センター長に任命）による教育面の充実を図り、平成27年度はマッチング率86.3%となり目標の80%以上を達成した。

（平成21年度のマッチング率67.9% H22～27年度平均 75.0%）

- ・医師の滋賀県内への定着を促進するため、医学科6年生の滋賀県奨学金受給者全員に面接を実施し、滋賀県の医療事情や奨学金制度と県内で医療に従事することの意義を解説した結果、平成27年度奨学金受給者10名全員が滋賀県で卒後研修を登録した。また、滋賀県の奨学金制度に関する選考条件の見直し案を県に進言し制度改善に寄与した。
- ・滋賀県と本学が連携し、専門医取得や女性医師現場復帰等のプログラム作成と支援及び相談を行っている。
- ・滋賀県地域医療看護介護総合確保基金を受け、看護学科学生に向けた在宅看護力の向上を目指すためのプログラムを開発し、「訪問看護師コース」を平成28年1月に開講した。（受講生7名）

(2) 看護師・メディカルスタッフの教育に向けた取組

- ・看護臨床教育センターでは、看護教育者の育成や新人看護師の教育を行うとともに、看護スキルズラボを利用した現役看護師のキャリアアップ・看護技術の向上のための訓練や演習を行った。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①新人看護師の教育、支援	/	80	53	79	83	76
②臨床の教育看護師・助産師の育成、支援	4	7	12	9	2	5

- ・看護臨床教育センターでは、県内の医療機関・看護師養成機関や他職種に向

けた研修を行い、地域貢献を果たしている。

[滋賀県内看護職員の教育・研修]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①新人看護師の教育、支援（延べ人数）	/	21	35	90	169	214
②臨床の教育看護師・助産師の育成、支援	/	/	1	4	0	2
③潜在看護師・助産師の支援（延べ人数）	/	23	20	12	27	42
④専任教員フォローアップ研修	/	/	9	12	7	19
⑤糖尿病看護資質向上推進研修	/	/	/	/	/	18
⑥糖尿病資質向上フォローアップ研修	/	/	/	/	/	48
合計	/	44	56	118	203	343

[在宅医療に関わる人材育成事業（他職種）：延べ人数]

	H26	H27
①多職種連携共通人材育成研修	706	599
②在宅療養支援エキスパート研修		

- ・在宅医療を担う「医師等の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師」を計画的に養成することを目的とした「保健師看護師法に基づく特定行為研修指定研修機関（国立大学初）の指定を受け、テレビ（NHK大津）及び新聞（地方紙2誌）にて報道された。なお、平成28年6月から養成を開始することとした。（研修生7名）
- ・メディカルスタッフ研修計画に基づき、国内外の研修の支援を行った。（平成22～27年度：年間平均155件の学外研修への参加等に支援を行った。）
海外研修については、ベトナムやデンマーク、アメリカ等への研修について年間数名の支援を行った。

(3) 臨床研究・先進医療推進に向けた取り組み

1) 臨床研究

- ・内視鏡手術支援ロボットを導入し、泌尿器科で「前立腺全摘出術」等の診療を開始した。続いて、直腸がんに対する腹腔鏡下結腸・直腸切除術など複数の診療科（泌尿器科、産婦人科、消化器外科、呼吸器外科）で臨床研究を実施した。（臨床研究・自費診療：H25 52件、H26 16件、H27 16件）
- ・肺腺がんの発生に関わる2個の肺癌関連遺伝子を同定した。また、肺がんの発生に関わる2種類のがんタンパク質を世界で初めて発見した。これらは国際学術雑誌に発表し、多くの全国紙で報道され、文部科学省委託事業「ゲノム網羅的解析情報を基盤とするオーダーメイドがん医療」の獲得にもつながった。また、平成26年度にがんバイオマーカーに関する研究で国際学術雑誌に5報の論文を発表した。
- ・第1期に発見した3種類のがんタンパク質由来のペプチドを混ぜた肺がんペプチドワクチン療法は、医師主導型治験を実施し、経過観察試験に移行し、データ固定を予定通り終了した。引き続き、本学主導の医師主導治験「肺がんに有効な新規がんペプチドワクチン療法の開発と創薬展開」を実施した。
- ・平成26年2月から全国の国立大学病院では初めて、治療効果・副作用の予測補助のため薬剤感受性を調べる「遺伝子多型解析オーダーリングシステム」を実施した。（H27：338名 338件 H26：50人 90件）

2) 先進医療

- ・先進医療については、毎年厚労省から実施の承認を受けており、次のとおり実施した。

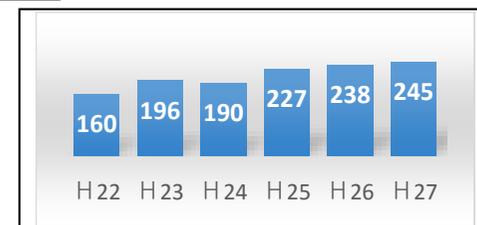
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
承認件数	7	8	4	6	6	7
実施件数	116	180	29	23	9	10

3) 臨床研究支援体制整備

- ・平成24年度に発生した高血圧症治療薬の臨床研究事案に対し、研究結果の信頼性や利害関係のある企業の社員が当該臨床研究に参画していたことを受け、以下の臨床研究支援体制（倫理教育も含めた）強化を行った。
 - 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）勤務経験者を専任教授として配置
 - 助教2名を新規配置
 - プロジェクトマネージャーの配置及びスタッフの増員
 - 適正なデータ管理体制を構築するためのデータマネージャー及びモニター業務従事者の育成を開始

- 臨床研究中核病院承認制度に対応及び研究環境基盤のガバナンス強化の視点からの更なる改組を実施（P46 ②「・」の1番目に詳細を記載）
- 教育プログラムを改編（疫学、ヒトゲノム、質的研究、再生医療関連プログラムの追加等内容の充実）
- 研究者に対し臨床研究に関する倫理教育を義務化
- 地域医療支援教育研究拠点から活動拠点へのテレビ会議システム等を活用した中継研修を開始
- 臨床研究教育用DVDを作成し、これを用いたセミナーを医療・研究機関関係者対象に京都・東京で開催

なお、研究実施前に倫理委員会
で審査された自主臨床試験は次
(右表)のとおりである。



(4) 診療

- ・地域医療中核病院として、地域に不可欠な医療分野への対応が必要であり、特にながん医療、新生児・産科医療、救急・災害医療の体制整備・強化に取り組んだ。

1) 高度・先進的がん医療

腫瘍センターはがん医療を包括的に支える組織に改組し、平成24年度に滋賀県地域医療再生計画・がん診療に関する人材育成・支援体制の構築事業に着手した。滋賀県がん診療高度中核拠点病院の指定を受け、ロボット支援手術、密封小線源永久刺入療法といった特色ある高度・先進的治療を実施した。

また、若年がん患者の卵巣凍結保存を実施し、妊孕性を温存する治療も開始した。

2) 救急・災害医療

集中治療病床（ICU、CCU：12床）を有しており、回復期リハビリテーション病棟を一般病棟（7対1）へ転換し急性期医療体制の充実を図るとともに、臨床工学部の診療体制の充実及びICUの強化並びにヘリポートの新設により高次広域救命救急医療を充実させた。また、救命救急医療に係る病院群輪番制への参画を平成28年度より開始することを決定した。

高度循環器医療では、24時間365日受入可能な体制とした。

3) ハイブリッド手術室の完成によるTAVIの成功

高性能放射線透視装置を備え付けた手術室が完成し、高画質の放射線画像で確認しながらの手術や従来の手術室では対応困難であった症例にも対応可能となり、滋賀県内で初めて経カテーテル大動脈弁置換術（TAVI）を実施し

た。

4) 難治性網膜硝子体の治療

難治性網膜硝子体疾患の診断・治療において全国屈指の実績を有しており、網膜硝子体の病気に適した治療（薬物、レーザー、手術）を提供している。

5) 高レベルのチーム医療を推進

集学的医療を提供するためチーム医療（平成27年度現在 11のチーム医療を展開）を推進した。なお、公益財団法人日本医療機能評価機構の受審（平成25年度）では「チーム医療」の項目で最高評価（S評価）を得た。

また、難治性の痛みに対する集学的治療として、平成25年に学際的痛みセンターを設置し、他職種連携による認知行動療法や運動療法との併用も行い、総合的な体と心の痛み緩和の治療を開始した。

6) 患者支援センターの機能充実

患者支援センター機能を充実させるため、平成23年度から入院相談支援を拡大し、入院前に持参薬チェック等を行い医療安全管理体制の推進を図ったほか、円滑な退院調整の推進及び福祉相談、がん相談機能を強化するため医療ソーシャルワーカー、事務補佐員を増員した。また、IT化による病診連携の強化を図り返書機能を充実させ、報告業務を紹介医療機関全てに拡大した。

7) 患者サービスの向上を推進

患者サービス向上委員会での院内ラウンド、患者からの意見、患者満足度調査、モニターズクラブ・ボランティア活動会議等からの意見等により、待ち時間の短縮、身体障害者専用駐車場の拡充、アメニティ施設の充実を実施し、改善状況をホームページや院内ディスプレイで公開している。

(5) 広報活動

- ・平成27年度に医学部附属病院の最新の治療とその担当医師を掲載した「滋賀医科大学医学部附属病院の最新治療がわかる本」を出版し、県内外の書店で販売するとともに関連医療機関に配布し、当院の活動状況を広く周知した。

②特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

(1) 地域医療支援

- ・「東近江医療圏」の地域医療再生計画として、滋賀県、東近江市、国立病院機構と連携し、国立病院機構滋賀病院（現 東近江総合医療センター）に「総合内科学講座、総合外科学講座」を開設し、教授を含む常勤医師を派遣し、診療体制の再生を行った。また、総合診療医の育成や地域医療教育研究の拠点として、医学科学生や研修医の臨床教育を実施した。更に、平成27年度には、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）と、地域医療を担う医師に対する教育、医師の養成・確保に関する協力推進に係る協定を締結し、

大津市にあるJCHO滋賀病院を地域医療教育研究拠点の活動拠点に指定した。

(2) 周産期医療の充実

- ・滋賀県の周産期医療体制整備のため、「地域周産期医療学講座」を設置し、順次周産期医療体制を整備した。また、滋賀県から「総合周産期母子医療センター」の指定を受け、より高度で専門的な周産期医療を提供するため、母体・胎児集中治療室（MFICU）6床を稼働し、生殖医療・発達障害治療などの領域の体制を整備し、重症・困難症例を受け入れた。（新生児集中治療室（NICU：9床）、新生児治療回復室（GCU：12床）、総合周産期母子医療センター（MFICU：6床））

(3) 難病医療への対応

- ・平成27年度に滋賀県難病医療連携協議会の運営を担当することとなり、療養生活の支援を行うため難病医療コーディネーターを配置するなど、支援体制の充実を図った。また、協議会の運営、関係機関への情報提供、従事者への研修会を実施した。

(4) 災害拠点病院として

- ・南海トラフ地震に備え、本学が広域医療搬送時に航空搬送拠点に設置される臨時医療施設（SCU）に指定されたことを受け、本院と滋賀県基幹災害拠点病院（大津赤十字病院）との共催で滋賀県DMAT強化研修を実施した。
また、本学職員が順次DMAT養成研修に参加したことにより、3チームを結成することが可能となった。（医師6名、看護師10名、業務調整員4名）

③大学病院に関する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置付や期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

(1) 医療安全管理体制の強化

- ・厚労省による「特定機能病院に対する集中検査結果及びその結果を踏まえた対応について」という報告書に基づき、内部統制の強化策として医療安全部門の人員体制を強化（専従薬剤師1名増員）するとともに、院内死亡患者の全例把握を開始した。今後も随時、機能強化を推進する。
- ・リスクマネジメントの啓蒙活動として、医療安全研修、感染予防対策研修の開催回数を増やし、また、集合研修だけでなく部署単位でのDVD研修を行ったことにより、受講率は大幅に増加した。（平成27年度 医療安全99.3%、感染予防99.3%：対平成24年度実績比較 医療安全9.3%増 感染予防6.8%増）

(2) 地域医療機関との機能分担

- ・県内唯一の特定機能病院として、高度急性期機能を担い、地域医療機関との機能分担を推進するため、回復期リハビリテーション病棟を一般病棟に転換し急性期医療体制の充実を図った。

(3) コスト意識の改革

- ・診療コストの意識向上、効率的な病院経営を目指し、収入・支出に関する各種情報を掲載した病院経営に関する院内サイト「経営net」を開設し構成員に広く周知するとともに、目標病床稼働率達成に向け、メールで現時点の病床稼働率を診療科ごとにグラフ化して示し、病床の有効活用を徹底した。
- ・病院長及び今後を担う中堅世代の医師・メディカルスタッフで構成する「病院の戦略を語る会」において、平成27年2月に、コスト削減に関するタスクフォースを発足し、物流管理システム等を活用した部署毎の医用材料等消費データに基づき、支出削減計画を作成した。

(4) 臨床指標を用いた医療評価体制整備

- ・平成23年度にDPC分析システムを用いた診療の質評価の体制整備と分析を開始し、平成24年度から本格稼働を実施し、出来高請求の場合との比較等により評価を行い質の向上に努めた。
- ・平成25年度に国立大学病院長会議において取り纏められた病院評価指標の40項目と本院独自の医療の質を表す21項目を加えたものを「医療の質についての指標 (QI)」として、附属病院ホームページにて公開した。更に、病院広報誌にQIの内容、解説等を毎号掲載し、周知を図った。
- ・診療科別原価計算方式等による評価を行い、その評価結果に基づき、各部署に対してインセンティブを付与した。

(5) 情報セキュリティ体制の整備

- ・病院情報システムと院内ネットワークシステムを平成 22 年5月及び平成 27 年5月に更新し、システム自体のセキュリティを向上したほか、病院情報管理システム運用管理規程を医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに適応するため改正を重ね整備した。また、院内で使用できる USB メモリを登録制から生体認証可能な機器等に限定したことにより、更にセキュリティが向上した。

④その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等

(1) 臨床研究支援体制整備

P 51 3) 臨床研究支援体制整備 を参照。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

- (1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。（教育・研究面の観点）

P 50-51 1. 特記事項 ① (1) から (3) を参照。

- (2) 大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組が行われている

か。（診療面の観点）

P 51-52 (4)、P 52 ② (2) (3) (4) を参照。

- (3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。（運営面の観点）

P 52-53 1. 特記事項 ③ を参照。

P 16 (4) 運営面【平成22～26事業年度】【平成27年度】を参照

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 ・15億円 2 想定される理由 ・運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 ・15億円 2 想定される理由 ・運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	・「該当なし」

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物を担保に供する。	・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地を担保に供する。	・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地を担保に供した。

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
・決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の環境等充実に充てる。	・決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の環境等充実に充てる。	・「該当なし」

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	施設・設備の内容	実績額（百万円）	財源
・小規模改修 ・再開発（中央診療棟）設備 ・中央診療棟・外来棟改修 ・基幹・環境整備（R I 排水処理施設改修）	総額 4,185	施設整備費補助金 (339) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (3,660) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (186)	・基幹・環境整備 ・小規模改修	総額 190	施設整備費補助金 (18) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (140) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (32)	・基幹・環境整備 ・小規模改修	総額 189	施設整備費補助金 (18) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (139) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (32)
(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。					

○ 計画の実施状況等

計画どおり実施した。

Ⅶ その他	2 人事に関する計画
--------------	-------------------

中期計画	年度計画	実績
<p>教員については、すでに導入している教員の任期制を継続することにより流動性を高め、教育研究活動等の活性化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の任期制を継続し、任期制教員の比率を高める。 ・年俸制適用教員を拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の流動性を高め大学の活性化を図るため、平成 17 年度から教員の全職種に任期制の導入を開始し、平成 27 年 4 月 1 日現在で任期制教員の占める割合は 95.9% であったが、平成 28 年 4 月 1 日では 96.4% となった。 ・年俸制適用教員の拡大については、P22 平成 27 年度計画【38-1】の判断理由を参照
<p>戦略的目標と整合性のある短期的、長期的な視野に立った人員の配置を行い、組織の活性化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期中期計画期間における人員計画に基づく採用について検証を行い、第 3 期中期計画期間における人員計画を策定する。 ・本学の強化領域である臨床研究開発センターへの重点的な人員の配置等を行う。また、全学の特任教員の配置の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P20 平成 27 年度計画【33-1】及び【33-2】の判断理由を参照
<p>新たな業務やサービス創成にも柔軟に対応できるよう事務職員等を戦略的に配置するとともに、キャリア形成の道筋を提示し、組織力の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スペシャリストコース人材の活用を含めて、事務組織の検証を進め、戦略的事務組織への改組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P24 平成 27 年度計画【42-1】の判断理由を参照
<p>職員の資質向上を図るため、外部研修に参加させるとともに各種研修の実施による人材育成を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を支える人材を育むための研修を実施し、異職種間の連携強化を図る。また、能力開発のための研修に積極的に参加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P20-21 平成 27 年度計画【34-1】の判断理由を参照
<p>多様な働き方の選択が可能となるような制度設計を行い、教職員が仕事と生活の調和を図れる職場環境作りを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が充実感を感じて働ける職場環境作りのため、「滋賀医科大学いきいきワーク・ライフ・プラン」に基づき、実践的な取組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P39-40 平成 27 年度計画【56-2】の判断理由を参照

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	$(b)/(a) \times 100$
	(人)	(人)	(%)
医学部			
医学科	683	687	100.5
看護学科	260	260	100.0
学士課程 計	943	947	100.4
医学系研究科 修士課程			
看護学専攻	32	40	125.0
修士課程 計	32	40	125.0
医学系研究科 博士課程			
医学専攻	60	69	
生体情報解析系専攻	12	3	
高次調節系専攻	14	18	
再生・腫瘍解析系専攻	10	15	
臓器制御系専攻	14	41	
環境応答因子解析系専攻	10	20	
博士課程 計	120	166	138.3

○計画の実施状況等

平成27年度秋季入学の状況

- ・医学科第2年次後期編入学者数：17名
- ・医学系研究科秋季入学者 修士課程：4名、博士課程：4名

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成22年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	超過率算定 の対象となる数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち									
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生 等数(F)							
(学部等) 医学部	(人) 870	(人) 869	(人) 0	(人) 0	(人) 0	(人) 0	(人) 11	(人) 18	(人) 11	(人) 847	(%) 97.4		
(研究科等) 医学系研究科	(人) 152	(人) 158	(人) 10	(人) 1	(人) 0	(人) 3	(人) 8	(人) 19	(人) 12	(人) 134	(%) 88.2		

○計画の実施状況等

収容定員に沿った適切な学生数を維持している。

(平成23年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	超過率算定 の対象となる数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち									
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生 等数(F)							
(学部等) 医学部	(人) 887	(人) 881	(人) 1	(人) 0	(人) 0	(人) 0	(人) 14	(人) 14	(人) 9	(人) 858	(%) 96.7		
(研究科等) 医学系研究科	(人) 152	(人) 169	(人) 11	(人) 1	(人) 0	(人) 4	(人) 9	(人) 19	(人) 11	(人) 144	(%) 94.7		

○計画の実施状況等

収容定員に沿った適切な学生数を維持している。

(平成24年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生 等数(F)					
(学部等) 医学部	(人) 904	(人) 907	(人) 1	(人) 0	(人) 0	(人) 0	(人) 16	(人) 21	(人) 14	(人) 877	(%) 97.0
(研究科等) 医学系研究科	(人) 152	(人) 179	(人) 13	(人) 1	(人) 0	(人) 9	(人) 5	(人) 30	(人) 21	(人) 143	(%) 94.1

○計画の実施状況等

収容定員に沿った適切な学生数を維持している。

(平成25年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生 等数(F)					
(学部等) 医学部	(人) 921	(人) 918	(人) 1	(人) 0	(人) 0	(人) 0	(人) 29	(人) 18	(人) 14	(人) 875	(%) 95.0
(研究科等) 医学系研究科	(人) 152	(人) 189	(人) 20	(人) 2	(人) 0	(人) 14	(人) 5	(人) 21	(人) 14	(人) 154	(%) 101.3

○計画の実施状況等

収容定員に沿った適切な学生数を維持している。

(平成26年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生 等数(F)					
(学部等) 医学部	(人) 936	(人) 938	(人) 1	(人) 0	(人) 0	(人) 0	(人) 12	(人) 22	(人) 21	(人) 905	(%) 96.7
(研究科等) 医学系研究科	(人) 152	(人) 196	(人) 19	(人) 3	(人) 0	(人) 14	(人) 11	(人) 27	(人) 21	(人) 147	(%) 96.7

○計画の実施状況等

収容定員に沿った適切な学生数を維持している。

(平成27年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生 等数(F)					
(学部等) 医学部	(人) 943	(人) 947	(人) 0	(人) 0	(人) 0	(人) 0	(人) 8	(人) 24	(人) 23	(人) 916	(%) 97.1
(研究科等) 医学系研究科	(人) 152	(人) 206	(人) 30	(人) 6	(人) 0	(人) 20	(人) 11	(人) 31	(人) 22	(人) 147	(%) 96.7

○計画の実施状況等

収容定員に沿った適切な学生数を維持している。